

第二百八回 参議院 総務委員会 会議録 第三号

令和四年三月十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月八日

辞任 清水 貴之君

補欠選任 片山虎之助君

三月十四日

辞任 堀井 巖君

補欠選任 竹内 功君

山本 順三君

松川 るい君

片山虎之助君

柴田 巧君

出席者は左のとおり。

委員長 平木 大作君

滝波 宏文君

柘植 芳文君

木戸口英司君

若松 謙維君

柳ヶ瀬裕文君

委員

石井 浩郎君

江島 潔君

片山さつき君

竹内 功君

中西 祐介君

舞立 昇治君

松川 るい君

松下 新平君

三浦 靖君

小沢 雅仁君

岸 真紀子君

吉川 沙織君

吉田 忠智君

国務大臣

総務大臣

金子 恭之君

副大臣

総務副大臣

田畑 裕明君

大臣政務官

総務副大臣

中西 祐介君

事務局側

常任委員会専門員

鳩山 二郎君

政府参考人

内閣府地方分権改革推進室長

寺崎 秀俊君

内閣府子ども子育て本部審議官

相川 哲也君

総務省大臣官房総括審議官

山野 謙君

総務省大臣官房総括審議官

竹村 晃一君

総務省大臣官房地域力創造審議官

馬場竹次郎君

総務省自治行政局長

吉川 浩民君

総務省自治行政局長

山越 伸子君

総務省自治税務局長

前田 一浩君

出入国在留管理庁在留管理支援部長

稲岡 伸哉君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

○令和四年度地方財政計画に関する件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平木大作君) たいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、清水貴之君、堀井巖君及び山本順三君が委員を辞任され、その補欠として柴田巧君、竹内功君及び松川るいさんが選任されました。

○委員長(平木大作君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣府地方分権改革推進室長寺崎秀俊君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平木大作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平木大作君) 行政制度、地方行財政、

選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、令和四年度地方財政計画に関する件を議題といたします。

政府から説明を聴取いたします。金子総務大臣。

○国務大臣(金子恭之君) おはようございます。

令和四年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとし、地方の一般財源総額について、交付団体ベースで、令和三年度の地方財政計画を上回る額を確保するとともに、地方交付税総額を増額して確保しつつ、臨時財政対策債を大幅に抑制することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、令和四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、令和三年度に比べ七千八百五十八億円増の九十兆五千九百十八億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が二千九百八十七億円などとなっております。

以上が、令和四年度地方財政計画の概要でございます。

○委員長(金木大作君) 次に、補足説明を聴取い

たします。田畑総務副大臣。

○副大臣(田畑裕明君) 令和四年度地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして、補足して御説明いたします。

まず、通常収支分についてであります。

主な歳入のうち、地方税、地方譲与税の収入見込額につきましては、総額四十三兆八千二百八十三億円で、令和二年度徴収猶予の特例分を除き、前年度に対し三兆九千二百六十二億円の増加となっております。

地方交付税につきましては、令和四年度の所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税のそれぞれ法定割合の額の合計額に、令和三年度からの繰越金を加算すること等により、総額十八兆五千三百八十八億円となり、前年度に対し六千五百五十三億円の増加となっております。

国庫支出金につきましては、総額十四兆八千八百二十六億円で、前年度に対し一千九百九十五億円の増加となっております。

地方債につきましては、総額七兆六千七百七十七億円で、前年度に対し三兆六千三百三十一億円の減少となっております。このうち、臨時財政対策債につきましては、一兆七千八百五億円で、前年度に対し三兆六千九百九十二億円の減少となっております。

次に、主な歳出のうち、給与関係経費につきましては、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、保健所の恒常的な人員体制強化による職員数の増等を見込んだ上で、人事委員会勧告を反映させること等により、総額十九兆九千六百四十四億円で、前年度に対し一千八百九十六億円の減少となっております。

一般行政経費につきましては、社会保障関係費の増加等により、総額四十一兆四千四百三十三億円で、前年度に対し五千六百九億円の増加となっております。このうち、地域デジタル社会推進費、まち・ひと・しごと創生事業費及び地域社会再生事業費について、前年度と同額を計上してお

ります。

公債費につきましては、総額十一兆四千二百五十九億円で、猶予特例債の元利償還金を除き、前年度に対し一千三百九十五億円の減少となっております。

投資的経費につきましては、総額十一兆九千七百八十五億円で、前年度に対し五百十二億円の増加となっております。このうち、直轄事業負担金及び補助事業につきましては、五兆六千六百四十八億円で、前年度に対し四百八十八億円の減少、地方単独事業につきましては、公共施設等適正管理推進事業費五千八百億円を含め、六兆三千三百三十七億円で、前年度に対し一千億円の増加となっております。

次に、東日本大震災分について御説明いたします。

復旧復興事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税につきましては、総額一千六十九億円で、前年度に対し二百五十七億円の減少となっております。

以上をもちまして、令和四年度地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(平木大作君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(平木大作君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。金子総務大臣。

○国務大臣(金子恭之君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、固定資産税及び都市計画税の改正です。土地に係る負担調整措置について、令和四年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の二・五％とする措置を講ずることとしております。

第二に、法人事業税の改正です。付加価値制における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行うこととしております。

第三に、個人住民税の改正です。住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うこととしております。

その他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方交付税の総額の特例です。令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額は、地方交付税の法定率分に、法定加算額を加え、交付特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額十八兆五千三百八十八億円とすることとしております。

また、交付税特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十六年度までに償還することとするほか、令和四年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめることとしております。

第二に、地方交付税の基準財政需要額の算定方

法の改正です。各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとしております。

第三に、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保です。令和四年度分の震災復興特別交付税については、新たに九百二十九億円を確保することとし、総額一千六十九億円としております。

その他、地方特例交付金について、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(金木大作君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対する補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江島潔君 おはようございます。自由民主党の江島潔です。

今日は総務大臣にこの総務省に関する質問をさせていただきます。この地財計画を含めていろいろな、総務省に質問をする予定なんですけど何かいろいろ皆さんの御意見がありますかと言ったら、もういろいろな自治体から、これも是非聞いてほしい、これも是非聞いてほしいという案件がございました。

やはり地方自治体にとっては、何といたっても頼るべきは総務省であり、相談すべきは総務省であり、共にこの地方自治というものに取り組んできたというやはり思いがあるからではないかと思

ます。

ちなみに、今回は特に山口県内の自治体の首長さん方の御意見をいろいろ集約しまして質問させていただきまうんですが、決してこれは山口県だけの意見ではないというふうに御理解ください。といいますのは、山口県というのは極めて、全国の四十七都道府県の中でも本当に平均的な県でありまして、例えば面積にしても四十七都道府県中二十二位、それから人口が二十七位、県民所得はちよつと平均より高いんですが十一位、それから病院の数も十九位と、犯罪の件数も二十八位と、極めて平均的な地方、都市部ではない地方の県だということ、是非これは全国と同じような自治体の抱える課題であるというふうに御理解いただければと思います。

ちよつと蛇足になりますんですが、こういう平均的な県なんですけれども、得意な事項が二つほどあります、一つは国指定の天然記念物の数が一位と、圧倒的に山口県が多いということであり、もう一つは総理大臣の輩出数が一位という、この二つが山口県民の誇るところでございます。

本道に、本論に戻りたいと思います。まず、この地方自治体で今何が苦しんでいるかというと、公共施設の老朽化であります。これが、やはり戦後七十五年たちまして、私が住んでおりました下関においても、やはり戦後いろいろな建物や焦土から建ち上がってきまして、この公共施設は本当に老朽化が進んでいるんですけれども、この老朽化した施設の長寿命化事業に対して活用できます公共施設等適正管理推進事業債、この延長や拡充が今地元から、いろんな自治体から今要望が上がっているところであります。

この度、この公共施設等の適正管理推進事業債を延長して、また対象事業を拡充するというふうに聞いておりますが、その内容、それから狙いについてお伺いしたいと思います。

○副大臣(田畑裕明君) 江島先生、御質問ありがとうございます。お答え申し上げます。

公共施設等適正管理推進事業債につきまして、

当面、更新時期を迎える公共施設の数が高い水準で推移することや、地方自治体から事業期間の延長を求める声があることなどを踏まえ、令和八年度まで五年間、事業期間を延長することいたしました。

また、対象事業につきましては、長寿化、長寿命化事業の対象に空港施設またダムを追加をし、新たに脱炭素化事業を追加するとともに、事業費を一十億円増額をして五千八百億円とすることいたしました。特に脱炭素化事業におきまして、地球温暖化対策計画において、地方自治体が保有する建築物などにおける太陽光発電の最大限の導入など率先的な取組が求められていることを踏まえ、これらの取組を計画的に実施できるよう、地球温暖化対策計画の集中期間である令和七年度までの事業期間として新たに追加をいたしましたところでございます。

地方自治体におきまして、こうした事業を活用し、公共施設等の老朽化対策や脱炭素化の取組を積極的に行っていたいただくことを期待してございます。

以上です。

○江島潔君 CO<sub>2</sub>、脱炭素化は非常に各自治体も精力的に取り組もうとされているところでありまして、大変心強い体制になるかというふうに思います。

次、質問させていただきます。

公共施設の統廃合、それから老朽化対策等が課題となっている市町村が実数多いわけでありましてけれども、この間、この長期そして低利の借入れが可能な公的資金の役割というのが、財政が乏しい自治体にとっては本当に重要になってまいりました。

総務省としてこの公的資金をしっかりと確保していただきたいと思っておりますが、この令和四年度の地方債計画ではどのように対応しているか、お伺いします。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。

令和四年度地方債計画におきましては、公的資金につきまして、地方団体のニーズの高い事業に重点的に対応するための資金を計上したところでございます。

具体的には、令和三年度に大幅な増となり、その大半を公的資金で引き受けた臨時財政対策債を除きまして、前年度比約一千億円の増の三兆七千二百八十三億円を確保したところでございます。特に、公共施設等の老朽化対策や人口減少を見据えた統廃合といった地方団体の喫緊の課題に対応するため、公共施設等適正管理推進事業や学校教育施設等整備事業、一般廃棄物処理事業などについて前年度を上回る公的資金を確保したところでございます。

総務省といたしましては、引き続き、地方団体の抱えやす政策課題や資金調達能力の低い市町村の実情などを踏まえ、関係機関と協議し、所要の公的資金を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

○江島潔君 それでは続いて、このコロナ禍に苦しんでいた各自治体のこの病院経営にしまして質問いたします。

大変に経営条件が厳しい自治体、地域というのがございます。やはり人の少ないところでは病院もこの効率というのはどうしても悪くなるわけでありまして、この自治体病院への財政措置の拡充というのが今特にこの三年間のコロナ禍を経て必要としているところでありまして。

不採算地区病院への特別交付税の基準額引上げにつきましては、令和五年度以降の継続を強く要望している自治体が大変多うございます。新型コロナウイルスのこの感染症に全力を挙げて対応してきた自治体病院に対する今後の支援策についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。

総務省では、これまでも公立病院への繰出金に

対します財政措置の拡充に努めてきたところでございまして、直近では、まず令和二年度に、不採算地区中核病院に対しまして特別交付税措置を創設し、また令和三年度に、一般のコロナ禍において過疎地等に所在する不採算地区病院の病院機能の維持に支障が生じないよう、不採算地区病院への特別交付税の基準額を三割引き上げるなど、必要な財政措置を講じてきたところでございます。

令和四年度からは、公立病院の経営強化を推進するため、機能分化、連携強化に伴います施設整備等に係る病院事業債特別分や、医師派遣に係る特別交付税措置を拡充することとしております。

不採算地区病院の特別交付税措置の令和五年度以降の取扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や不採算地区病院の経営状況なども勘案して適切に検討することとしております。

今後とも、公立病院の実態なども踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○江島潔君 大臣にお伺いしたいんですが、自治体というのは今本当に財源に厳しいところが多くて苦労しているわけでありまして、やはり何とないままでもこの一般財源の確保、それから地方交付税の増額を望むというのがもうこれは多くの自治体の声であります、是非この点にしまして総務大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(金子恭之君) お答え申し上げます。

江島委員におかれましては、下関市長をお務めになり、まさに今お話があつた一般財源とか地方交付税の重要性というのはよくお分かりになられた上での御質問でございます。御指導いただければと思っております。

令和四年度の地方財政計画では、その歳出において、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進、消防防災力の一層の強化に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した上で、一般財源総額について交付団体ベースで令和三年度を上

回る六十二兆円を確保いたしました。  
その中でも、地方交付税総額については令和三年度を〇・六兆円上回る十八・一兆円を確保しつつ、臨時財政対策債について発行額を令和三年度から三・七兆円抑制をし、残高を二・一兆円縮減することとしております。

今後とも、自治体が直面する重要課題に取り組みつつ行政サービスを安定的に提供できるよう、基本方針二〇二一に沿って、必要な一般財源総額を確保するとともに、地方交付税総額をしっかりと確保してまいりたいと思っております。

○江島潔君 大臣の心強い地方自治体への応援の声を聞かせていただきまして、首長も本当喜んでいらっしゃるんじゃないかと思っております。

続きまして、当初御案内申し上げた自治体事務局長への質問はちよつと後回しに、順番入れ替えさせていただきます。地方自治体のデジタルトランスフォーメーションに関しましての質問させていただきます。

人口減少、それから少子高齢化は全国津々浦々で進んでおります。様々な業種で人手不足も進む中、今、多様化する住民ニーズに対応する行政サービスをどう展開するかと、もうこれがまた地方自治体の悩みでもあります。そして、この地方自治体の行政サービスは、もちろんこの継続性がなければいけません。そのためには、やはりこのデジタル技術を活用して、より効率的で利便性の高い行政サービスの提供というものがそれぞれの自治体で求められております。

今回、国においてはデジタル庁が発足をしまして、この社会全体でデジタル化の取組を進めていくという機運が高まっているわけでありまして、この地方自治体こそデジタル技術を活用してより効率的な行政サービスを提供していく必要があると私は考えております。

地方自治体のこのデジタルトランスフォーメーションを総務省としてはどのように進めているか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官(鳩山二郎君) 御質問にお答えをさ

せていただきます。

本格的な人口減少社会を見据え、自治体が安定的に行政サービスを提供するため、行政サービスの更なる向上、効率化が必要であり、自治体DXの取組を進めることが重要であります。そのため、総務省では、令和二年十二月に自治体が重点的に取り組むべき事項等を取りまとめた自治体DX推進計画を策定し、情報システムの標準化、共通化、行政手続のオンライン化などの取組を促進しているところであります。

これらの取組を支援するため、総務省では、自治体におけるシステム改修等の経費に対する補助を行っているところであります。あわせて、自治体において確実に取組を進めることができるよう自治体DX推進手続書を示しているところであります。今後とも自治体DX推進計画に基づく各自治体の取組をしっかりと支援してまいります。

○江島潔君 今多くの自治体で、情報システムの集約、それから共同利用というものが進んでおります。このため、新たに全自治体が令和七年度末までにこの移行が必要とされております自治体情報システムの標準化、共通化、これへの対応につきましましては、この指示された補助基準額のこの上限額、これに加えまして、今後更なる財政支援が必要と考えております。また、そう考えている、要望している自治体が大変多うございます。是非この点に関しまして総務省の考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(吉川浩民君) お答えいたします。

お尋ねのデジタル基盤改革支援補助金でございますが、地方公共団体情報システム標準化法を踏まえまして、ガバメントクラウド上の標準準拠システムへ各自治体のシステムを移行させるために、これまで合計千八百二十五億円を計上し、補助率十分の十で国費による財政支援を行っております。計上に当たりましては、これまでに自治体において情報システムをクラウド環境へ移行した際の実績を参考としながら必要となる額を見込んでおりまして、具体的には、移行計画策定などの

準備経費やシステム移行に要する経費などを補助対象としております。

自治体からはこれまでも様々な機会を通じて御要望をお聞きしているところでございますが、移行目標の令和七年度に向けて、今後とも、各自治体が円滑に移行できるよう、自治体の実情や御意見を丁寧に向いながら必要な支援を行ってまいります。

○江島潔君 ありがとうございます。

それでは、少し今度は別の観点から質問をさせていただきます。

なかなか、地方創生の下で地方もこの人口を増やすというところに取り組んでおりますんですが、一方で、やはりこの地方から都市部への人口流入という流れはなかなか止まらないというか、厳しいものがやはりあるわけでありまして、山口県もずっと人口は減り続けているところでありまして、

この都市部から地方へ、こういう人の流れのその創出に係る取組の一つとして地域おこし協力隊というものが創設をされて、この充実強化が国においても、そして地方においてもいろいろこの取組が図られているところであります。

おかげさまで、山口県のこの地域おこし協力隊の定住率、これが今七九・七％、約八割でございます。全国平均は六三％だそうですので、山口に来てくれたこの協力隊の皆さんはいいところだと思ってもらって定着してもらっているんだと大変うれしく思っております。そんなような取組をこの地域おこし協力隊として行っていて、それが、こういうものがこの成果として結び付いているのか、総務省としての見解を教えてください。

○政府参考人(馬場竹次郎君) お答えを申し上げます。

山口県におきましても、令和二年度は十五市町におきまして九十一名の方が活動されておられます。具体的な活動内容でございますが、農業や酪農への従事、観光振興や地域の情報発信、商店街の活性化、中学生向けの学習支援、学校のICT化支援など幅広い分野で存分に力を発揮しているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、令和二年三月三十一日時点で、山口県の隊員の任期終了後の定住率につきましては七九・七％と、全国平均の六三％を大幅に上回っているところでございます。山口県では、Y・Y・ターニングコンシェルジュという名称で隊員がふだんから気軽に相談ができる窓口を設置しているところでございまして、そこに三名の方を配置するなど手厚いサポートを行っている結果であると認識をしております。

総務省としても、このような地方における取組をしっかりと後押しをし、都市部から地方への人の流れを一層力強いものにしていきたいというふうに考えてございます。

○江島潔君 ありがとうございます。

いいところだということ、山口県に限らず地方のすばらしさというのを、どうぞ総務省のお力をお借りしながら、余り都市部に集中しない、パランスの取れた日本全体の国土をつくらせていただければと思います。

続きまして、ローカル5G関連で質問させていただきます。

まず、デジタル実装技術の中でも、特に地域のニーズに応じた柔軟な導入というものがこのローカル5Gの特徴ではないかと思っておりますけれども、ある意味、これは地方が抱えるその社会課題の解決の切り札の一つになるんじゃないかと思っております。私の地元の山口県でも、この製造業などにおいて既にこのローカル5Gを活用して生産性の向上などを図っているというふう聞いております。

デジタル田園都市構想の実現に向けまして、今

後のこのローカル5Gの普及促進のためにはどのように取り組んでいくか、総務省としての考えを教えてください。

○副大臣(中西祐介君) 江島先生にお答えをいたします。

御案内のとおりでありまして、5Gにつきましては、超高速、超低遅延、多数同時接続などの点で非常に優れた技術であることはもう言うまでもないわけですが、我々が掲げるこのデジタル田園都市国家構想、これを推進するためにはこの整備が必要不可欠だというふうに捉えております。

特に、御指摘のとおり、このローカル5Gにつきましては、個別のニーズや課題に応じて独自のシステムを柔軟に構築できると、そうした技術でございまして、自治体や地域が直面する課題解決の手段として高い期待が今寄せられているところでもあります。

ローカル5Gを展開するに当たつてのこの免許人につきましては、本年一月三十一日現在で、製造業、インフラ関係の企業や地方自治体など、全国で九十一者が取得をされているところでありまして、例えば、委員御指摘の山口県の事例であります。例え、山口県と民間通信事業者との間でローカル5Gを活用した社会課題解決に関する連携協定を結ぶとともに、工場間における高精細画像、映像というものを遠隔監視などに活用しまして、こうした取組を進めていただいているというふうに承知しております。

先日、私も徳島県の事例を拝見しましたが、このローカル5Gを活用した遠隔医療の取組、4K画像を送り合いながら内視鏡検査をその現場でされておったんですが、これも大変医療の現場で好評をいただいております。こうした地域におけるローカル5Gを活用した課題解決の重要性というものを改めて認識をした、可能性も痛感をしたわけでありまして。

総務省としては、これからローカル5Gを効果的かつ円滑に導入できるように技術的な見地から

支援をするための実証をしっかりと行いたいと思っております。さらに、ローカル5Gの導入を検討する地方自治体などに向けましてオンラインセミナーであるとか導入計画の策定の支援ということをしつかり後押しをしながら、この普及に向けて支援を行っていきたくと考えております。

引き続き委員におかれましては御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。○江島潔君 大変心強い、将来の地方自治体経営に向けてのこの武器になるかと思えます。それでは次に、消防団に関する質問をさせていただきます。

これはもう御多分に漏れず、山口県の各自治体、やはりこの消防団員の減少が続いております。なかなか定足数を満たせない状態が続いております。特に、最近はやはこの若い人がなかなか入団してくれないという、残念でありますけれども、こういうような状況だそうであります。

この解決のためには、やはりこの消防団員の処遇の改善、また、若い人たちが消防団に関心を持ってもらうようなこの広報というものは大変充実をしなければいけないと思っております。消防庁としてはこの消防団の減少ということに対してどのような取組を今実施しているか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣(田畑裕明君) お答え申し上げます。

消防団員数でございますが、令和三年四月一日現在で八十万四千八百七十七名ということで、三年連続で一万人以上減少して、非常に厳しい状況が続いているというふうな認識をまずさせていただきます。

こうした状況を踏まえまして、総務省消防庁におきまして、昨年四月に、消防団員の処遇改善に向けまして出動報酬の創設、また報酬の標準額の設定、報酬等の団員本人への直接支給の徹底などを内容とする報酬等の基準を定め、令和四年度から各市町村におきましてこの基準に沿った処遇改善が行われるよう働きかけを行っているところでございます。

また、御指摘にもございました特に減少が著しい若年層の入団の促進に当たりまして、若者の興味を引くタレントを活用した広報のキャンペーンを展開しているところでございます。

今年度におきまして、人気芸人の和牛さんですとか新日本プロレスの棚橋選手、真壁選手を起用するとともに、大学生を含む若手団員にも御出演をいただき、活動の様子や消防団活動を伝える、に対する熱意など消防団の存在意義を楽しく伝えることができるユーチューブ動画やポスター等を制作をしてPRに努めているところでございます。また、新たな試みとして、高校生、大学生を含めた若い世代に向け、電車内ビジョンを活用した広報も今月から実施をしているところでございます。

昨年の十二月にこれらをお披露目をするイベントを和牛さん等にも御参加をいただきまして実施をいたしました。その際、私も参加をしてきたところでございますが、PRにしっかりと努めなければいけないということもまた取組を通じて感じたところでございます。おかげさまでイベントの模様等テレビ等では大きく報道していただいたところでございます。

今後とも、処遇の改善と併せて、地域における消防団の意義をしっかりと伝えながら、若者の皆さんに入団を意識していただけるよう広報の充実に取り組んでまいりたいというふうに思います。○江島潔君 海上保安庁があの「海猿」という映画を通じて爆発的に人が集まったように、是非、消防団員を主役にした映画でも作る意気込みを持って、またこの消防団の重要性を広く訴えていただければと思います。

それでは続いて、地方税に関する質問、幾つかさせていただきます。今、燃油価格が非常に高騰しているわけでありまして、これに伴って、今、国会でもトリガー条項のこの発動が検討をされていると、いろんなこの議論が今進んでおります。このトリガー条項というのは、発動されればこのガソリン価格

は抑えることにはつながりませんが、地方自治体から見ると、地方のこの揮発油税それから軽油取引税、これらが減取になっていきまして、この地方自治体の財政には少なからず影響を及ぼすだろうと懸念がされております。

これはやはり自治体サイドから見るとそういうような懸念が上がっておりますので、発動された場合のこの地方自治体への財政への影響、あるいはその対策というものを総務省として考えているのか、教えていただきたいと思います。○政府参考人(稲岡伸哉君) お答えを申し上げます。

エネルギー価格の上昇に対しましては、三月四日に取りまとめられた原油価格高騰に対する緊急対策に基づき、激変緩和措置として元売事業者等に対する支給額の上限の大幅な引上げや業種別対策などを行うこととされております。まずはこの緊急対策を実行し、その効果を見極めることが重要であると考えているところでございます。

その上で、トリガー条項が発動された場合の地方への影響額については、ございまして、仮に一年間発動が続いた場合には、地方への影響として、軽油引取税と地方揮発油譲与税を合わせますと年間で五千億円以上の減収が見込まれるところでございます。

○江島潔君 是非そうなった場合のまた対応もしっかり取っていただければと思います。

新型コロナウイルスの拡大によりまして、行政手続のデジタル化の重要性が非常に高まってきております。地方税の分野におきましては、やはり銀行窓口等でこの対面での納税というのがまだまだ相当数残っております。この納税者の利便性の向上も含めて、地方団体における事務処理の効率化のために、この非対面による納付手続というもの、これを是非とも充実してほしいと思っております。○政府参考人(稲岡伸哉君) お答えを申し上げます。

令和元年十月から地方税共通納税システムが稼

働し、主として法人に関係する税目につきまして、地方税のオンライン手続のためのシステムであるeLTAXを通じた納付が可能となっております。

今回の税制改正におきましては、令和五年から地方税共通納税システムの対象を全税目に拡大するほか、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等による納付を可能とするため、所要の措置を講ずることとしております。

また、これと併せまして、地方税統一QRコードの活用を開始することとしておりまして、非対面納付手段の拡大や納付情報のデジタル化などにより、納税者、金融機関、そして課税庁である地方団体それぞれの事務負担軽減に資するものと考えており、引き続きこのeLTAXを活用した地方税務手続のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

○江島潔君 ありがとうございます。

今日は地方自治体という立場から総務省に幾つか質問をさせていただきました。地方自治体はもちろん、この政府と同じく、この住民の幸福の向上とそれから安定したその生活というものを目的として様々に取り組んでいるところであります。どうぞ引き続き、是非、私ほもう総務大臣は絶対に地方出身の方になっていただかなきゃいけないなと思っておりますが、金子大臣はまさしく地方を代弁していただけたら大臣と信じておりますので、引き続きどうぞこの地方自治体の支援というものを念頭に置いていただきましてお取り組みいただけますことをお願いいたしますして、質問を閉じさせていただきます。

○岸真紀子君 立憲民主・社民の岸真紀子です。

私は、最初に、岸田政権が新しい資本主義で掲げた、そして自治体にとっても十月以降は地方交付税にも関係してくる看護、介護、保育等の処遇改善について質問をさせていただきます。

二〇二一年度補正予算において措置をされまして公的部門における処遇改善について、保育、放

課後児童支援、幼児教育、看護などの各事業における施設からの申請状況はどのようになっているのか、また、各々の申請状況について、民間施設では常勤労働者と有期雇用労働者、公立施設では常勤職員と会計年度任用職員など、そういったそれぞれ雇用形態ごとの詳細の賃金引上げがどのようになっているのか把握しているというのをお聞かせいただきたいと思います。これ、関係しているのが内閣府、厚生労働省、文部科学省となっておりますので、それぞれからお答えをお願いいたします。

○政府参考人(相川哲也君) お答え申し上げます。

三月四日まで令和三年度の交付金申請が四十七都道府県からあり、その集計結果について申し上げますと、令和三年度において、保育所、幼稚園等について申請があった市町村数は千四百五十七市町村、そのうち公立保育所について申請があった市町村数は四百七十四市町村となっております。また、放課後児童クラブについて申請があった市町村数は千九十九市町村であり、そのうち公立の放課後児童クラブについて申請があった市町村数は三百三十八市町村となっております。また、各施設における常勤、非常勤別の賃上げの状況については把握しておりません。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

厚生労働省の所管といたしまして、看護と介護と障害福祉の分野がございまして、これ、補助金につきましては四月から申請を開始することとしておりますので、現時点で申請に関する状況は、情報を持っておりません。その際に、申請の段階で細かい調査、こういったことをいたしますと事務負担の観点から申請が余り多く上がらないということが懸念されますので、今般の補助金の申請におきましては、雇用形態ごとの詳細な状況、これを申請書に記載するようなことは予定をしておりません。

○政府参考人(森見憲君) 文部科学省が実施する

処遇改善に係る補助事業に關しまして、私立幼稚園のうち私学助成の交付を受けている幼稚園については、現在おおむね半分の園に当たる千六百七十六園から申請がなされております。なお、雇用形態ごとの詳細な賃上げ状況については集計しておりません。また、国立大学附属幼稚園については、現在申請手続に向けた最終調整を行っているところとございまして、現時点において申請状況は把握しておりません。

以上でございます。

○岸真紀子君 ありがとうございます。

これからということもあるということでお伺いをいたしました。そして、内閣府の方も、二月二十五日より若干増えたというふうには捉えられた。

公的部門における処遇改善は、対象としている業種、職種に存在している給与格差、つまり、公立と民間、常勤と有期雇用等の雇用形態間の格差により、その結果として看護を除いたほかの職種に比べ低い給与水準となっていることが一因と想定されます。これを解消することを事業の主体とされる地方自治体を含めた全ての関係者が基本とした上で、あるいは、そのために、対象となる全ての働く方に直接かつ確実に給与を引き上げ、処遇改善を届けるというのが目的となっております。その意味からいえば、公立に關する、言い換えますと、地方公務員の職制度を所管する総務省にも協力を求めるなどして、改めてこの事業全体における詳細の適用状況を調査すべきと指摘しますが、各関係府省の見解を明らかにしていただきたいと思っております。内閣府、厚生労働省、総務省の順番でお願いします。

○政府参考人(相川哲也君) お答えします。

内閣府といたしましては、これまで地方自治体への説明会や事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知しますとともに、公立については、市町村の取組の具体例をお示しし、積極的な検討を行っていただくよう重ねて依頼してきたところでございます。また、保育所等の

関係団体に対しても、事業内容や要件、対象者等について繰り返し説明を行ってきたところでございます。

その上で、地方公務員である公立施設の職員の賃金につきましては、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系は様々であると承知しておりまして、それぞれの自治体において適切に御判断いただくものと考えております。

また、民間施設についても、保育所の経営者にも今回の処遇改善の趣旨等を御理解いただけて補助金を活用してもらいたいと考えておりますが、職員の賃金は労使の協議等により決まってくるものと承知しております。

このように保育士等の賃金改善については、一義的には各自治体や事業者において今回の処遇改善の趣旨を理解いただいた上、適切に御判断いただくものと考えており、各施設における賃上げ状況について詳細な調査を行うことは考えておりません。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

厚生労働省の分野におきましては、なるべく多くの方に手を挙げていただかすように、丁寧な、申請、届出の方法など都道府県の説明会を開催をいたしました。ホームページで制度の周知に取り組んでおります。また加えまして、先ほど申しましたように、申請の手続を簡素化するということも重要だと考えておまして、こういったことで個々人の負担が発生しないような形であるべく多くの方に申請をいただきたいと思っております。

その上で、その様々な調査に關しましては、例えば厚生労働省の方で設けております統計ですとか、そういったところからも把握できるのではないかと考えております。

○政府参考人(山越伸子君) お答えいたします。

地方公共団体におきます処遇改善事業の実施状況につきましては、まずは事業所管省庁で把握すべきものと考えておりますが、これら省庁におい

て実施される取組に対しては、総務省としても引き続き連携して協力してまいりたいと思っております。

○岸真紀子君 それぞれ御答弁いただきました。最初の質問に戻りますが、例えば保育施設であれば千四百五市町村というふうに言っていました。これ施設数ではないので、あくまでも申請のあった市町村の数ということです。一体、全ての保育とか放課後児童クラブとか、そういうところが申請してくるかどうかというのはまだまだ分からないところなんです。

その中でも、この公務の部分が本当に申請が上がつてきていないのではないかと言わざるを得ません。関係施設及び対象職員全体の規模からすれば極めて不十分な状況にとどまっているのではないかと思われま。そういうふうには指摘せざるを得ない状況ですが、その要因はどのようなことにあるかと考えているのか。内閣府と、そして民間も含めて申請が半分というふうには言っています。たので、文科省にお伺いいたします。

○政府参考人(相川哲也君) 先ほど申し上げました申請状況は三月四日までに市町村から国に対して申請があった令和三年度分の市町村数を集計したのですが、市町村から国に対する交付金の申請については令和四年度に令和三年度分も含めて交付申請を行うことも可能としており、今後追加で申請する市町村もある見込みでございます。

他方で、公立施設の職員の賃金については、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系は様々でございます。保育所以外の施設職員や他の職種の給与との均衡等の観点から、公立施設の常勤職員について賃金改善を行うことは困難と市町村が考える場合もあると考えられます。

繰り返しになりますが、今回の処遇改善に係る交付金については、市町村に対して発出した事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知いたしますとともに、公立については、今般の処遇改善に取り組む市町村の具体例を示し、積極的に検討を行っていただくよう重ねて

依頼してきたところでございまして、引き続き今般の処遇改善の取組が保育等の現場に行き渡るよう取り組んでまいります。

○政府参考人(森見憲君) 私学助成の交付を受けている幼稚園につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、おおむね半分の園が申請しておりますけれども、こうした申請状況の背景といたしましては、年度の切り替わる四月に合わせて給与改定を予定していることや、年度途中の処遇改善の場合、各幼稚園の事業計画の見直しが必要となること等の要因が考えられると認識しているところでございまして、この四月以降の分については現在申請を受け付けているところでございまして、

○岸真紀子君 今それぞれからお話を、答弁をいただきました。

四月以降も追加で受付をするというふうには言いなながらも、これはあくまでも補正予算なので、二年度末というところが肝腎になってきます。二年度の年度末を控えて、事業の性格から、この関係補正予算の全額を執行することが政府の責任であると考えます。引き続き、各府省において全ての対象施設及び職員からの申請が行われるよう最大限の努力を図るよう求めますが、その見解を明らかにしていただきたいです。

また、事業を所管している内閣府、厚生労働省及び文部科学省のみならず、総務省としても、事業の主体が地方自治体となっていることを踏まえ、公的部門における処遇改善が完全にその目的を果たすよう格段の努力を求めておきますが、そういった見解も明らかにしていただくようお願いいたします。

○政府参考人(相川哲也君) お答え申し上げます。繰り返しになりますけれども、今回の処遇改善に係る交付金につきましては、市町村に対して発出した事務連絡等により繰り返し申請に係る柔軟な対応について周知いたしますとともに、公立につきましては、今般の処遇改善に取り組む市町村

の具体例をお示しし、積極的に検討を行っていただくよう重ねて依頼をしてきたところでございまして、

その上で、地方公務員である公立施設の職員の賃金については、自治体によって職種ごとや会計年度任用職員の給与体系様々であると承知しております。それぞれ自治体において適切に御判断をいただくものと考えておるところでございまして、

また、民間施設につきましても、保育所等の経営者にも今回の処遇改善の趣旨等を御理解いただき、補助金を活用してもらいたいと考えております。職員の賃金は労使の協議等により決まってくるものと承知をいたしております。

各施設における職員の賃金改善につきまして、第一義的には各自自治体や事業者において今回の処遇改善の趣旨を理解していただいた上で適切に御判断いただくものと考えているところでございまして、

○政府参考人(大坪寛子君) 厚生労働省におきましては、この四月から申請を開始するところでございます。引き続き制度の周知に努めてまいります。

○政府参考人(森見憲君) 幼稚園教諭の処遇改善は、質の高い人材を確保し、幼稚園における教育の充実を図るためにも重要な課題と認識しております。

文部科学省といたしましては、できる限り多くの園において処遇改善が行われますよう、各都道府県や国立大学法人とも連携しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(山越伸子君) 今回の処遇改善事業につきましても、総務省としても、地方公務員制度を所管する立場から、各地方公共団体が今回の経済対策の趣旨を踏まえ、対象となる職員の処遇改善について適切に対応いただけるよう複数回にわたり通知を発出するなど、事業所管省庁と協力して取り組んでまいりました。

地方公務員の給与は地方公務員法に基づき民間

等との均衡を考慮して定められるものであることも踏まえつつ、今回の処遇改善事業が各地方公共団体において適切に活用されるよう、引き続き事業所管省庁と情報共有をしっかりと図りながら協力して取り組んでまいります。

○岸真紀子君 今それぞれがおっしゃられたとおり、引き続き、現場の方は十二月にやっぱりマスコミとかで例えば九千円上がるとかという報道を目にしていますので期待していたんですよ。でも、残念ながら実際には、全然その使用者から、雇用主から上がるといふ話もされないし、また労働組合があったとして、そこが持ち込んで、いやいや、これはうちではやらないよというふうに冷たく言われたというところもあるので、引き続き、これ政府で掲げたところも政策なので、実行していただくようお願いいたします。

また、この制度の、例えば保育士等の処遇改善を見るとき多くの書類を求められていて、ほとんどの民間保育所とかも含めて事務員っていないはずなんです。それでも民間の保育所は懸命に書類を作成して自治体へ提出してくるんですが、チェックするとやっぱり不備があったりするのでなかなか進んでいかないといった事情もあります。国から求められるこの提出書類というのが複雑過ぎるとか、書類の期限が短過ぎる、今回であれば二月というふうになっていたので、大変、すごく苦労したという話も聞いています。そういった声が多いんですね。

総務省は、自治行政をスムーズにさせるためにも、ここは自治行政の話です。総務省は、自治体の実施業務をスムーズにさせるためにも、各省庁に対して、自治体の業務過多を勘案し、余裕を持った期日や、計画策定の義務付けを簡素化するよう牽引していただきたいんです。

ここは総務省を所管する金子大臣にお答えいたします。

○国務大臣(金子恭之君) お答え申し上げます。今関係府省の議論をずっと聞かせていただきました。岸委員におかれましては、地方自治体の現

場を経験をされて、まさに中身はよく分かっている中で、御指摘だと思います。

先ほど部長からもお答えしたんですが、今回の処遇改善事業については、各自治体において限られたスケジュールの中で必要な申請手続等に御対応いただいているものと承知をしております。

この事業の実施に際しては、総務省としても、地方公務員制度を所管する立場から必要な意見を申し上げてきたところでございます。そうした意見も踏まえながら、事業所管省庁において、説明会の実施や質疑応答集の発出などの対応がなされてきたところでございます。

各省庁が自治体に求める各種申請等については、自治体が作業を行う上で十分な時間の余裕を持つことができるようになるように、作業自体が必要最小限のものとなるよう、まずは各省庁において御検討いただくものと考えております。

総務省といたしましても、業務の緊急性や自治体の御意見を踏まえ、必要に応じて関係省庁とも連携して対応してまいりたいと思っております。

○岸真紀子君 金子大臣、ありがとうございます。本当に、自治体の方の例えば子供課というところがチェックをしたり、こういうのありますよと持っていくにしても、なかなかやっぱりスケジュールが短かったというところもありました。引き続き御努力をお願いいたします。

それでは次に、地方財政計画と地方交付税関係について質問をしたいと思います。  
東日本大震災から十一年が経過をしました。復旧復興は地域によっても差があるのが現状です。被災自治体では、ハード面は進んでもソフト面での被災者支援が必要という声が多いのも実情です。

引き続き国として被災地に寄り添った対応を求めるところですが、この東日本大震災の自治体財政の支援を金子大臣はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○国務大臣(金子恭之君) 東日本大震災の復旧復興

興事業の地方負担分などについては、被災自治体の財政負担を解消するとともに、被災自治体以外の自治体の財政に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保した上で、震災復興特別交付税により措置を講じております。令和三年度から始まった第二期復興・創生期間においてもこの措置を継続することとしておりまして、令和四年度においては、被災自治体が復旧復興事業を行うために必要な額を積み上げ、一千六十九億円を確保しております。

引き続き、関係全員が復興大臣であるとの強い思いの下、被災自治体が必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう、被災自治体の支援に万全を期してまいります。

○岸真紀子君 ありがとうございます。特に福島県の浜通りの自治体というのは、東京電力福島第一原発の事故によって住民が自治体の外に避難しなければならなかったという経過があります。震災後、段階的に避難指示解除を行ってききましたが、放射線の懸念や、お店とか病院がその自治体になくということもあって、なかなかこういうソフト面の問題もあつて帰還が思うように進んでいない地域もあります。

本日、資料も配付させていただきました。資料の裏面の二、資料二の方を御覧いただきたいんですが、これは避難指示が出た区域の登録人口と高齢者割合ということの読売新聞の記事で、記事というか、新聞記事でございます。

これを見ていただけて分かりますとおり、例えば全村避難を余儀なくされた飯館村とか葛尾村というのは、帰還できるといっても、まだまだ全体の現在の人口数というのは二〇二二年の一月一日現在に対して大体二五％程度しか帰還していません。これに対して大体二五％程度しか帰還していません。実態にあります。大熊町とか富岡町については一・六％とか七％という実態にありますし、双葉町についてはこれから、今年初めて帰還するということになっていきます。

注目したいのは、括弧内に、その帰還者のうち

の括弧内が高齢者割合となつていまして、六四・七％とか六〇・八％とか五二・五％とか、非常に他の自治体に比べて高齢化率が高い実態にあります。こういった自治体では、今後の地方財政を心配する声が多いです。まあそれは不安です。この後どうなっていくのかということ。特に交付税についても心配してまして、算定基礎となる国勢調査の人口などについては、現在は特例措置を設けていただいておりますが、これがいつまで続けてもらえるのかといったことに本当に大きな不安を抱えています。

安定的な財源確保が必要なのは、総務省も、先ほどの答弁あつたとおり、大臣から答弁あつたとおり、重々承知しているのは分かりますが、具体例を挙げると、復興に向けてはハード事業から整備して、公共施設を建設してきました、これまで。ですが、先ほども言ったとおり、帰還は進んでいないんです。なおかつ高齢化率が高いという実態にある中で、この公共施設の起債の償還には国も支援をしていますが、将来的にこの施設を維持するだけでも負担となることを恐れています。

国勢調査人口などのこの交付税算定の特例措置はもちろん、行政運営が維持できるよう、ここはしっかり寄り添った対応をお願いいたします。

○国務大臣(金子恭之君) 委員御指摘のとおり、東日本大震災の原発被災団体においては、国勢調査人口がゼロとなつた自治体や激減した自治体が生じました。そこで、普通交付税の算定に用いる人口として、直近の国勢調査人口に代わり、被災前の平成二十二年国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳人口の動きを反映した人口を用いることができるなどの特例措置を講じております。令和三年度の算定においても、原発被災団体について、引き続きこうした特例措置を講じた上で算定を行ったところでございます。

また、先ほど御答弁しましたとおり、東日本大震災の原発被災団体における復旧復興事業の地

方負担分などについては、震災復興特別交付税により被災団体の財政負担を解消しているところがございます。

今後とも、被災自治体の財政運営に支障が生じないようにしっかりと支援してまいります。

○岸真紀子君 ありがとうございます。大臣、引き続きお願いします。

先ほど配った資料のこの一枚目の資料一の方を御覧いただきたいんですが、これ、被災自治体の財政の危機ということを書かれた記事になります。福島県富岡町の現状が書かれています。帰還された住民の多くは高齢者で、介護保険料は二倍近くに上がったと書いています。まあ高齢者率が高いんだから、それは介護保険料も掛かるので高くなる。で、今はこれは介護保険料についても減免措置とかを行っているところ存じますが、こういうふうな、これからも引き続きこういった問題が出てきます。

そもそも、原発によって人生を変えられた人や地域であります。原子力政策を進めてきた国として最後まで責任を持っていただきたいということをも更し添えておきます。

次に、二〇二〇年度の自治体決算において、財政の弾力性を示す経常収支比率について触れたいと思っております。

市町村が九三・〇％、都道府県が九四・四％と、いずれも硬直的な現状にあります。さらに、人件費とか扶助費、公債費の義務的経費では、市町村は四九・二％、都道府県は四一・一％を占めています。地方交付税の財源保障機能によって必要な一般財源総額が確保されたことこれと言えるのかどうかというのを伺いたします。

○政府参考人(前田一浩君) 地方の一般財源総額についてのお尋ねでございますが、この地方の一般財源総額につきましては、基本方針二〇二一におきまして、令和四年度から六年度までの三年間、令和三年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

これは、地方の歳出水準につきまして、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、社会保障関係費や公債費の動向などの増減要素を総合的に考慮し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していくという趣旨でございます。

令和四年度の地方財政計画では、その歳出におきまして、地域社会のデジタル化などに対応するために必要な経費を計上いたしますとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した上で、一般財源総額につきまして、交付団体ベースで令和三年度を上回る六十二兆円を確保したところでございます。

今後とも、自治体が直面する重要課題に取り組みつつ行政サービスを安定的に提供できますよう、基本方針二〇二一に沿って必要な一般財源総額を確保してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 まあそれは確保されたというふうに答えるのは分かってはいますが、やっぱり義務的経費が四〇%以上とか五〇%近くになっているということは、正直、本当に行政運営そのものが危うくなっているんじゃないかというふうに心配するところです。

岸田内閣の新年度予算に盛り込まれた政策を見ると、デジタル化、デジタル田園都市国家構想だとか、グリーン化、介護、保育、先ほど触れましたが、介護、保育、幼児教育等の処遇改善など、自治体の補助とか単独の両面にわたる事業展開や財政負担を伴うものがあります。

国からの過剰な計画策定の要請であったり、まあいろんなところで要請されているんですが、そういうものであったり、自治体政策の多様化などにより業務量は著しく増加しています。現場では人手不足が深刻化しており、地財計画に計上される職員数は保健師や児童福祉司の増員などを含めて純増に転じてはいますが、一般職員を含め計画人員の増員とこれに見合った経費となっていないのかどうかというところでございます。

が、金子大臣の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(金子恭之君) お答え申し上げます。地方財政計画上の職員数は、国の法令による定数や自治体の職員数の実態などを勘案して必要な職員数を計上しております。

令和四年度地方財政計画においては、自治体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、保健所の体制強化による保健師の増や児童虐待防止対策の強化による児童福祉司の増を見込むことなどによりまして、職員数全体で五千六百六十人の増としております。

今後とも、自治体が直面する行政課題に的確に対応しつつ、自治体の実態などを十分に踏まえ、適切な職員数の計上に努めてまいります。

○岸真紀子君 大臣、ありがとうございます。

確かに、ここ数年、計画上の人員も増やしていただいているし、総務省も十分自治体がこれまで削り過ぎてきたというのは御承知だと思っております。なので、更なる、やっぱりどんどんどんどん国から新しい事業は降ってくる、しかも今はコロナの対策とかで追われているので、本当に今もう四苦八苦なんです。このままだったらもう過重労働で、メンタルヘルス不調を来すというのでも次から次へと残念ながら出てきている実態にあります。引き続き改善をお願いいたします。

次に、一般行政経費の単独分は十四・九兆円が計上されていますが、増減率は〇・三%と、ほぼ前年から微増という実態にあります。余り変わらないというところ。しかし、社会保障経費、先ほども答弁いただきましたが、社会保障経費ですね、こういうのもも増加しているし、会計年度任用職員の任用増加であったり、デジタル化やグリーン化に伴うソフト部門の経費増加などが予想される中で抑制傾向が続く状況はおかしいのではないかと私は考えますが、このことについてお伺いします。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。

令和四年度の地方財政計画におきましては、一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものにつきまして、社会保障関係費の増加等を反映し、令和三年度に対し三百七十一億円の増となる十四兆八千六百六十七億円を計上しております。

また、この一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものとは別に、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進といった重要課題に対応いたしますため、一般行政経費において地域デジタル社会推進費二千億円を計上いたしますとともに、投資的経費におきまして公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業を追加し、事業費を一十億円増額するなど、必要な対応を行っているところでございます。

今後とも、自治体の自主性、主体性を踏まえつつ、自治体が必要な行政サービスを提供することできますよう、地方財政計画への適切な歳出の計上に努めてまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 前田局長から答弁いただいたように、様々なところに予算を付けて努力をいただいているのは承知はしていますが、やっぱり引き続き、これで本当に、仕事はどんどん増えてくるので、足りているのかというのがやっぱり疑問だということです。

地財計画における給与関係経費は前年度より〇・九%減となっております。ですが、これは人事院勧告の引下げ分が計上されているからであって、保健師など、さっき言った児童福祉司とかです。そういうところの定数は増やしていると説明は受けていますが、これでは非常に見えにくいんです。

昨年の委員会でも保健所職員数を増員すると答弁を受けていますが、交付税を増額した効果はあったのかどうかというのを総務省の認識としてお伺いいたします。

○政府参考人(前田一浩君) 保健所の人員体制強化の関係でございますが、保健所において感染症対応業務に従事する保健師につきまして、コロナ禍前と比べ、令和三年度と令和四年度の二年間で四百五十名ずつ、合計九百名の増員に必要な地方財政措置を講じることとしております。

令和三年度につきましては、厚生労働省の調査によりまして、令和三年四月一日現在の保健所全体の保健師数はコロナ禍前の平成三十一年から約七百名増員されていると承知しておりまして、各地方団体の実情に応じた保健所の体制、機能が図られているものと認識しております。

令和四年度に向けましては、まずは厚生労働省においてしっかりと対応していただく必要がございますけれども、総務省としても、引き続き保健所の体制強化に取り組みでいただきたいと思います。各地方団体に対して周知を行っておりまして、厚生労働省とも連携しつつ必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 保健師を二年間で九百人増やすというところで、平成三十一年度から比べると七百人増えましたという答弁をいただきました。引き続き、この保健所の職員というのが本当に大変な状況にありますので、努力をしていただきたいということです。

保健所についてはなんですが、保健師だけが不足しているわけではございません。御承知のとおり、保健師だけじゃなくって、このコロナの対応については、感染者を追うとか濃厚接触者を追うという状況になると、事務職も含めて派遣をしてもらって対応しているところがございます。現場からは、保健所の事務職員も増員してほしいといった声がたくさんあります。二〇一八年から国内で発症したCSF、いわゆる豚熱ですが、豚熱への対応であったり、現在も全国で鳥インフルエンザへの対応に追われている獣医師、獣医ですね、獣医についても人手不足の状況にあります。保健所というのは、コロナ対応だけではなくて、通常業務も多忙であるというのが実態です。保健所機能の重要性を改めて自治財政局としても認知をしていただき、財源確保を努めてもらいた

いです。保健師以外の増員に向けて動いていただきたいんですが、局長の見解を伺います。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。保健師の業務が円滑に行われるためには、委員御指摘のとおり、保健師以外の職員の方の役割も重要だと認識しております。

令和三年度におきましては、地方団体における実態及び厚生労働省や地方団体からの要望も踏まえまして、保健師以外の保健所職員についても地方交付税算定上の人数を標準団体ベースで二名増やしたところでございまして、令和四年度においてもその水準を維持することとしております。

今後の保健所の体制の在り方につきましては、まずは厚生労働省において御検討いただく必要がございますけれども、総務省といたしましては、厚生労働省と連携しながら、地方団体における実態等の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 担当は厚生労働省なので、厚生労働省がしっかりとそれを増員を目指していくというのは大変なんですけど、やっぱり、自治体の財政当局もそうなんですけど、財政担当の職員もそうなんですけど、その仕事が何なのかというのが分からないとお金を計算するということはできないんですね、予算を付けていくというのは、なので、この場でも取り上げさせていただいて、局長から答弁をいただいたところでございます。引き続き努力をしていただきたいというところでございます。

次に、災害対応への一環として、二〇二〇年度から復旧・復興支援技術職員派遣制度というのができました。これについては交付税措置もしています。間もなく二年が経過するんですが、現在の状況をお伺いします。

○政府参考人(山越伸子君) お答えいたします。復旧・復興支援技術職員派遣制度を創設いたしました令和二年四月一日時点では、中長期派遣対応の技術職員として登録されている人数が百八

十八名でございましたが、令和三年四月一日現在では二百七名となっております。そのうち二十六名は令和二年七月豪雨により被災した熊本県及び熊本県内市町村に派遣をされております。

○岸真紀子君 実際にこの事業を、事業というか、始めてから二百七人の登録があつて、今も熊本県の方に派遣しているということで、一定の効果はあるかと存じます。

ただ一方で、災害対応で技術職が足りないというところは問題でありまして、これを、この制度で果たしてうまくいくのかというのは私は実はちよつと懸念してはいたんですよ。なぜなら、この制度そのものに、実際に働く人のことを勘案していないんじゃないかなと考えるんですよ。例えば、その都道府県の職員が、忙しい、災害のあつたところばつたり異動させられるというので、も

と最初から災害対応ありきでの募集なので、そこに誰が応募するのかというのがちよつと疑問だったというのがあります。それで、そういう問題もありますが、この制度は目標を千人としていますが、なぜ現状は目標の五分の一しかないのかという原因を総務省としてどのように捉えているか、お伺いします。

○政府参考人(山越伸子君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、総務省では、当面数年を掛けて千人程度の中長期派遣対応技術職員を確保できるよう、地方交付税措置も講じながら必要な人員確保に取り組んでおるところでございますが、その確保に向けては様々な課題があると認識をしております。

具体的には、人口減少や少子高齢化の進展などによりまして、地方公務員の受験者数、競争率が減少傾向にあり、専門人材の確保が困難な状況にある場合がございますし、また、大量採用世代の退職や民間との競合による採用難によりまして増員が困難であること、それから、特に技術職員につきましては、近年の国土強靱化の推進や公共施設の老朽化への対応のためにその業務自体が増加

をしております。技術職員を確保できた都道府県においても市町村支援業務や中長期派遣対応職という現状にあると認識をしております。

総務省としては、これまで、各都道府県の人事担当課、市町村担当課への説明会等を通じてこの制度を周知するとともに、大臣書簡によりまして全国の都道府県知事に、積極的な技術職員の採用、増員、中長期派遣職員への登録に加えまして、実際の職員派遣についても格別の御協力を依頼しているところでございます。

さらに、今年度からは新たに、国土交通省や農林水産省、林野庁と連携し、各都道府県の技術職員が業務を担う事業担当部局に対しても制度周知を徹底しているほか、技術職員を地方公共団体が採用するための工夫、例えば技術職員を独立させて採用試験区分を新設するなどといった取組について他の地方公共団体にも周知をしているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、この中長期派遣対応技術職員を短期間で大幅に増加するというのはなかなか難しい課題がある状況ではございますが、総務省としては、地方公共団体の実態をより丁寧に把握しながら、この技術職員を一人でも多く確保できるように取り組んでまいります。

○岸真紀子君 公務員部長、ありがとうございます。引き続き、この問題、相当やつぱり現場の市町村では実際に技術職員を採用したくて、本当であれば都道府県単位ではなくて、自前の技術職員が、市町村が望んでいます。ただ、これを募集掛けたとしてもなかなか応募がないという悩みがあるのでこういった制度ができたこと承知していただきますので、これを、じゃ、どうやって活用していくか、もつと広げていくかというのが課題だと思いますので、引き続き、私も何かいい手があったら提案しますので、是非引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、森林環境譲与税のことについてお伺いします。

この森林環境譲与税は、気候変動対策として市区町村に配分がされ、森林整備や保全を市町村が担うとなっております。

制度が始まった二〇一九年度と二〇二〇年度に市町村へ配分された資金の五四％に当たる約二百七十一億円が使われずに基金に積み立てられているというような報道がありました。

このミスマッチをどう捉えているか。森林が多い地域に重点配分するように制度をやつぱり変えるべきではないかと思いますが、お答えをお聞かせください。

○政府参考人(福岡伸哉君) お答えを申し上げます。

森林環境譲与税の見直しにつきましては、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議において、各地方団体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には所要の見直しを検討するとされておるところでございます。

森林環境譲与税の令和二年度における活用実績でございますが、間伐等の森林整備について、森林所有者への意向調査を行っている団体も含めますと七割以上の市町村において取り組まれており、八割程度の政令市、特別区において木材利用や普及啓発に関する事業にも取り組んでいるなど、地域の実情に応じた様々な事業への活用が一定程度進んでいるものと受け止めております。

森林環境譲与税による効果を検証するためには今後も事業の実施状況を見極める必要があると考えておりまして、これらを踏まえ、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

○岸真紀子君 福岡局長も重々御承知かと思いますが、やつぱり本当に使わなきゃいけない自治体にお金があんまり来ていないので森を守ることができないといったようなミスマッチが起きていま

すので、附帯決議にもあったとおり、一日でも早くこれを、人口割りの部分ですね、改善していただきたいです。

この市町村の人材確保も課題になっていまして、林野庁の協力は欠かせないものになっていまして、これは質問はしませんが、公務員部長としても、やっぱりこの森を守る人の、公務員の育成、地方公務員の育成というものは非今後とも取り組んでいただければというふうに思います。ちよつと順番を変えまして、国と地方の協議の場についてお伺いをしたいと思います。

現在、国と地方の協議の場というのは、残念ながら機能しているとは言い難いです。臨時に招集する場合は、毎年度四回開催するという運営規則上の要請すら達成できていない実態にあります。たとえ開催していても、毎年扱う議題が固定化していたり、一回当たりの開催時間が非常に短いというような実態にあります。

正直、こなしになっているのではないかなと疑問とありますが、実質的な協議が大事です。スタートした当初から、単なる要望やお願いの場であったり、国の決めた政策を地方側に一方的に納得させる場になってしまふ危惧はありました。今や、地方自治に詳しい専門家からは、地方からの単なる陳情の場にすらなっていないという厳しい評価すらされているところです。改善すべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

○政府参考人(寺崎秀俊君) お答え申し上げます。

国と地方の協議の場は、平成二十三年の法施行以来、地方分権改革、地方創生、骨太方針や予算編成など国の重要政策について幅広く協議を行い、着実に開催実績を重ねているところでございます。この開催に当たりましては、地方側からの意向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を議題に追加するなど、地方を取り巻く様々な課題等について適時に協議を行えるよう努めておるところ

でございます。また、本協議の場に関しましては、地方からは、国と地方の実効性のある対話の場として期待、評価されているものと認識をしているところでございます。

地方分権改革の推進のためにも、引き続き国と地方の協議の場を活用し、地方の声に十分に耳を傾けてまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 実質、残念ながらちよつと形骸化しているというところなので、十分に地方の声を聞く場にしていただきたいです。

金子大臣もこのメンバーの一人ですので、金子大臣にもお伺いします。総務大臣としても地方の声を反映させるために機能させていただきたいというのを要望しますが、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(金子恭之君) 先ほど内閣府から御答弁いただきましたが、国と地方の協議の場の運用等につきましては、まずは制度を所管する内閣府において御検討いただくものと考えております。私としては、自治体と国とが緊密に連携協力して様々な課題に立ち向かっていくことが重要でありまして、法律に基づく協議の場を始め、様々な機会を通じて地方の声を十分に伺っていくことが大切であると考えております。

○岸真紀子君 所管するのは内閣府なんですけど、引き続き大臣にもよろしく願いたいと思います。次に、国の財政支出に依存しなければならぬ現状に現在自治体の方があるんですが、そのため、PCR検査とか飲食店等への協力金、医療機関への入院確保策など、国の指示待ちや補助金頼みとなってきた現状にあります。しかし、国の判断が遅いため、現在のように対策、コロナ対策に遅れが生じているというの指摘せざるを得ません。地方財政の確立は非常に重要であり、幾ら地方分権とか国と地方は対等協力関係といっても、財政の点から成り立たない構図になっているのが実情です。

しつこいようですが、地方自治体が能力を發揮

するためにも、法定率の引上げが大事です。二〇二三年度以降も法定率の引上げを要求していくのか、金子大臣に、具体的にどう動いていくか、御答弁をお願いします。

○国務大臣(金子恭之君) お答え申し上げます。地方財政は、令和四年度においても巨額の財政、財源不足が生じておりまして、本来的には、交付税率の引上げなどによりまして地方交付税総額を安定的に確保することが望ましいと考えております。交付税率の引上げについては、現在、

国、地方共に厳しい財政状況にあるため、容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張しまして、政府部内で十分に議論してまいります。

また、令和五年度の概算要求に向けては、概算要求の時点で地方財政の歳入歳出を試算した上で、これにより得られた財源不足の見通し等に基づきまして具体的な対応を検討してまいりたいと思います。

○岸真紀子君 引き続きこれしっかりと取り組んでいただきたいです。

次に、最後になると思いますが、一般行政経費に、まち・ひと・しごと創生事業費とか地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費を別枠で計上していますが、不安定な別枠ではなく、必要経費の充実をさせるためにも、例えば単独分に振り替えるなど恒常化すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) お答えを申し上げます。

地方財政計画における一般行政経費のうち国庫補助負担金を伴わないものにつきましては、決算の状況等を踏まえ、幅広い経費を計上いたしました。一方、これとは別に、お話のございましたように、事業目的、内容を明らかにして、まち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費及び地域デジタル社会推進費を計上しております。

その上で、これら別枠で計上いたしました経費につきましては、それぞれ普通交付税の算定におきまして、新たな算定項目を設けまして目的経費の内容に応じた算定をそれぞれ行っているところでございます。こうした現行の取扱いについて御理解いただきたいと思います。

その上で、地方創生や地域社会の維持、再生は一定の期間が必要となる息の長い取組であります。ため、まち・ひと・しごと創生事業費及び地域社会再生事業費につきましては、現時点において具体的な終期は想定しておらず、令和五年度以降も当分の間は安定的に計上することが適当であると考えております。

また、令和五年度以降の地域デジタル社会推進費の取扱いにつきましては、今春、デジタル田園都市国家構想実現会議におきまして取りまとめられる予定となっております。実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 時間となりましたので、残りの質問はまたあしたさせていただきます。以上で終わります。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。まず初めに、ウクライナからの避難者支援についてお尋ねをいたします。

昨日、公明党といたしまして、内閣官房長官にウクライナ人道支援、避難民の受入れについての緊急提言をさせていただきました。

令和三年十二月末時点の在留ウクライナ人は千九百十五名と認識しております。今回のロシアによるウクライナ侵攻に伴いまして、ウクライナからの日本に住む親族等を頼って日本に避難されてくる方が大勢いると認識をしております。政府も、ウクライナから国外に避難した人について積極的に受け入れる方針を示しており、受入れに協力する自治体や企業などからの相談を一元的に受ける窓口が昨日設置されたと承知しておりますが、具体的にどこにどのような形で設置されたの

か、窓口の概要について出入国在留管理庁にお伺いいたします。

あわせまして、また、避難を希望する方が増加したり長期化した場合に、やはり受入れ自治体の負担が大きくなることも予想されますので、総務省もしっかりと関わって受入れ自治体の支援をしていただきたいと思います、そういう観点から、昨日のその申入れにおきまして、特に生活支援の実施、地方自治体との連携ということを要請をいたしました。この点について、総務省、お尋ねいたします。

○政府参考人(君塚宏君) ウクライナからの避難民を受け入れるに当たり、受入れ規模、避難民に対する支援の在り方について政府全体としての対応を至急検討しているところであります。既に複数の自治体や企業から受入れの協力が表明されており、こうした協力をいただきながら、受入れに当たって、受入れに向けた取組をしっかりと進めていくことが重要と認識しております。

そこで、出入国在留管理庁では、ウクライナからの日本への避難民に対して住居や就労機会の提供等の支援を検討されている自治体や企業等からの情報を一元的に把握するための窓口を設置いたしました。昨晩ではございますけれども、出入国在留管理庁ホームページにその旨掲載することとしたものでございます。この窓口におきましては、メールあるいは電話で情報や相談を受け付けることとしております。

今後、自治体や企業から寄せられた支援情報を十分に活用し、関係府省庁及び関係機関と連携しながら、避難民の方々の期待に応えられる受入れ支援を実施してまいりたいと考えております。

○政府参考人(山野謙君) お答え申し上げます。ウクライナから日本への避難民の方々への支援につきまして、政府一体となって取り組むべき重要な課題と認識しております。

総務省といたしまして、地方公共団体の動向を踏まえつつ、関係省庁と連携しながら的確に

応を行ってまいります。

○若松謙維君 是非、総務省、やっぱり自治体は皆様のメッセージが大事ですので、しっかりと管理庁と一体となって対応をお願いいたします。

次に、昨日、ちよつとこれ、e-Taxなので国税なんですけど、接続障害がありまして、確定申告、昨日は前日であります。こういう状況のときe-Taxに接続できないとかログインができないということで、でも、今朝の七時には接続できたということですが、今原因の調査中というふうに認識しております。

ですから、国は電子申請、推奨していると。期日前日ダウンしてしまうということで、はっきり言って大変日本の政府の電子申告のレベルが露呈してしまつたわけでありまして、もうしっかりとこういうことがないように頑張っていたいただきたいということと併せて、そのための今後の接続障害の原因と対策例についてお伺いをいたします、これは国税庁ですね。

また、今回のこの接続障害に起因して、当然、期限内に申告ができなかった方もいらつしやると思っております、そこに対してどうしていくのか、併せてお尋ねをいたします。

○政府参考人(田村公一君) お答えいたします。昨日からe-Taxの接続障害が断続的に発生いたしました。納税者等の皆様には確定申告期限の間に御不便をお掛けすることになりまして、おわびを申し上げる次第でございます。

委員お尋ねのシステム障害の原因につきまして現在解明中でございますが、外部から不正にアクセスされた痕跡は確認されておりません。また、情報漏えいについても確認されていないところでございます。

また、今回のシステム障害に伴いまして、所得税及び贈与税の申告期限である本日、三月十五日までに確定申告書が提出できなかった方におかれましては、期限後に確定申告書の提出を行う際にe-Taxの障害により申告期限を延長する旨を

記載して提出していただくことによりまして、期限内に確定申告書の提出等が行われたものとして取り扱うことといたしまして、その旨を今朝公表させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、早急に今回のシステム障害の原因を解明、分析し、早期の復旧に努めまして、今後このような障害が発生しないようしっかりと対応してまいりたいと考えております。また、今回のシステム障害によりまして期限までに申告できなかった方々に対しましては丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○若松謙維君 結構現場の国税庁の担当者厳しいので、是非国税庁の人間性を今回は大いに發揮してください。

次に、これは予算委員会で質問できなかったのですが、ちよつとこの場をお借りして質問したいと思います。

総務大臣、行政窓口の将来像についてなんですけれども、先ほども自民党の先生が、江島先生質問されましたけれども、特にマイナンバーカード普及促進、今取組が進められておりまして、さらに今後はマイナンバーカードのスマートフォン掲載ですか、という取組をしておられます。

先ほどもお話ありましたが、そのための検討会を今まで八回開催されたということで、当然、近い将来目指すべきは、住民が役所に行かなくてもスマホ一つで様々な行政手続が行われるようになることであると考えますけれども、検討会の議論の状況をお示しいただくとともに、大臣の思い描く将来の行政窓口の姿を語っていただきたいと思っております。私は、もうこれから恐らくこれが、このスマートフォンそのものが行政の窓口になると思っております。是非お答えをお願いいたします。

○国務大臣(金子恭之君) 若松委員には日頃からアドバイスいただいております。ありがとうございます。今御指摘の検討会においては、マイナンバー

カード機能をスマートフォンに搭載することでスマートフォンのみで行政手続を可能とするための技術的な議論を重ねていただいているところでございます。検討会での議論を踏まえ、現在、令和四年度中の実現を目指して、総務省といたしましても、J-LISと連携し、所要のシステム設計に取り組んでおります。

マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することによって、住民にとっては、役所の窓口に向くことなく二十四時間いつでもどこでもスマートフォン一つで様々な行政手続を行うことができるようになります。こうした姿を実現するために、国の取組も踏まえ、今後、各自治体においても行政手続のオンライン化に取り組んでいただくことが必要でございます。

総務省としても、各自治体の行政手続のオンライン化の取組が進むようしっかりと支援してまいります。

○若松謙維君 いや、自治体のオンラインということも併せますけど、結局やっぱり対面主義ですか。それについて、やっぱりそれを乗り越えないと、現実にはこのオンライン、携帯の活用ってできないと思うんですけど、大臣はどんなふうにお考えですか。質問通告していきたくありません。

○国務大臣(金子恭之君) まさにそのとおりだと思っております。しっかりとこれからも御指導いただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

○若松謙維君 これ全会派で進めていきたいと思っておりますので、先生方の協力もよろしくお願ひいたします。

次に、偏在の少ない地方税体系の構築ということで、資料一を御覧ください。

ちよつと消費税一〇%に併せて、地方法人課税の偏在は正の制度がセットされました。この法人事業税の一定割合、Aですけれども、これ三割を、いわゆる国から切り出して、そして特別法人事業税に振り分けまして、そして国から地方に譲与すると、こういう流れでありますけれども、

ども、都道府県が国に、いわゆるこの交付税譲与の特会へ払い込み、人口に基づき各都道府県へ譲与すると。当然、東京などに集中しがちな法人事業税の一部を地方に帰属される効果があるというところで、東京都の税収帰属額、この制度、どう影響出ているのか、R二年度、まあ数字見れば分かるんですけども、改めて聞きたいと思えます。

○政府参考人(稲岡伸哉君) お答えを申し上げます。

地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処するため、令和元年度法制改正において、法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税・譲与税制度を創設いたしました、いたしましたところでございます。

この制度による東京都の税収への影響額については、令和二年度の実績で四千二百億円程度の減収となっております。

○若松謙維君 まず、東京都民の皆様、地方に対する御配慮、心から感謝申し上げます。感謝しておりますので、是非御理解ください。

その分、税の帰属が地方に手厚くなったということになりまして、その効果ですね、その評価についてもお尋ねをしたいと思えます。

ただ、地方の自治体の交付税が連動して減少したのではその趣旨が損なわれますので、そこで、偏在是正効果額を活用して地財計画に歳出を計上し、普通の交付税の算定にも反映させて地方の財源を現実増加させていると。

その制度の内容が資料二でございまして、私が若干説明をいたしますと、この地域社会再生事業費につきましては、令和二年度以降、各年度四千二百億円を計上していただきまして、特に人口構造の変化に応じた指標や人口集積の度合いに応じた指標ということで、都道府県分と市町村分それぞれ半分ずつ配賦されていると、こういう制度になっております。

この地域社会再生事業費の仕組みにつきまして令和五年以降も継続する必要があると考えますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。

地方法人課税の偏在是正措置により生じます財源の取扱いにつきましては、平成三十一年度与党法制改正大綱において、「この偏在是正措置により生じる財源(不交付団体の減収分)は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する」と記されております。この大綱に沿って、ただいま委員からも御説明がございまして、令和二年度の地方財政計画におきまして、地方法人課税の偏在是正措置により生じます財源の全額を活用し、新たな歳出項目を設けることといたしました。

具体的には、自治体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策について自主的、主体的に取り組むための経費として地域社会再生事業費を四千二百億円計上することとし、令和三年度以降においても同額を計上しているところでございます。これに対応いたしまして、今し方委員の方からも資料二という形で御紹介ございましたけれども、普通交付税の算定におきましても、基準財政需要額の算定項目、地域社会再生事業費を創設いたしましたして、人口減少や少子高齢化の進展により地域社会の持続可能性への懸念が生じている地方に重点的に配分することとしております。

地域社会の維持、再生は一定の期間が必要となる息の長い取組でございまして、現時点において具体的な最終期は想定しておらず、令和五年度以降も当分の間は安定的に計上することが適当であると考えております。

○若松謙維君 是非、その安定感を私たちもしっかり後押しをしますので、一緒に頑張りますよ。

それでは次に、資料三なんですけれども、自動

車関連税のちよつと確保という観点から質問いたします。

偏在の少ない地方税体系を考えますと、地方の自動車関連税は重要な役割ということで、資料の三ですといろいろな税目がございますが、やはり地方消費税、これは本消費に依りますので一番偏在性が少ないと、そういうのがすぐ分かります。

そして、次の資料四を見ていただきますと、ここからいろいろ出てくる、違いが出てくるわけでありまして、特に大都市部に税が通常は偏りがちなんですけれど、例えば自動車税、これは種別割ですけれども、これは人口当たりの税収は東京都が最下位と。これは公共インフラが非常に発達しているということと原因が明白だとは思いますが、その分、地方の各県は上位にきていると。あわせて、道路、橋梁ですか、等の維持を含めて、地方の財政需要を賄う税として今後もこの確保は非常に大事だと認識しております。

しかし、先般、日野自動車の不正が発覚いたしましたして、結構な金額が今、この自動車税環境性能割ですけど、納税が不足していると、こんな状況になっておまして、私はメーカーの責任は大変重大だと思っておりますし、地方税の納付不足の追徴をどのように対応するか、また、車は大変革の時代でありまして、将来に向けた地方の車体課税の安定確保、どう取り組むのか、この二点、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(稲岡伸哉君) お答えを申し上げます。

今回公表されました日野自動車による不正行為は、消費者の信頼を損なうとともに、排出ガス性能や環境性能の優れた車両に対して行っている自動車税の優遇措置の趣旨を損なうものであり、極めて遺憾であります。事案の詳細については、現在、国土交通省において調査中と伺っております。

今後、自動車税環境性能割の追加徴収が必要と

なる場合には、地方税法上、自動車を取得された方ではなく不正を行ったメーカーに負担を求めることができる仕組みがございまして、それに基づいて負担を求めることとなると考えております。

総務省としても、地方団体の実務が円滑に進むよう配慮しながら、関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、今後の自動車関連税制についてでございますが、与党の法制改正大綱において、カーボンニュートラル目標の実現への貢献、自動車を取り巻く環境変化への動向のほか、インフラの維持管理の必要性、国、地方を通じた財源の安定的な確保などの観点も踏まえつつ、中長期的な視点に立つて検討を行うこととされているところでございます。

総務省としてもしつかりと検討してまいりたいと、このように考えております。

○若松謙維君 特にこの地方税の納付不足額、いわゆる企業城下町、その企業が大幅になった場合に、非常に地方自治体に、税収、大変影響が大きいと思っておりますので、そういった点も是非配慮していただいて、自治体の財源不足に陥らないように注意していただきたいと思えます。

次に、資料五なんですけれども、軽油取引税の確保ということで、今トリガー税制の議論が予算委員会でも各党から出されております。

特にこの軽油取引税ですけど、先ほどの資料四を見ていただきますと、特にこれはもう大都市部よりも地方に多くの税収がありまして、大変貴重な地方の財源となっております。このトリガー税制の凍結解除を求める議論もありますが、当然課題も多くあるわけでありまして、

そこでお尋ねしますけど、これ総務省ですね、トリガー税制の問題点や課題、また原油高騰対策への考え方を御尋ねいたします。

あわせて、この軽油取引税ですけども、これはCO<sub>2</sub>対策税の側面も併せて持ち合わせておりまして、カーボンニュートラルとの関係も重要で

あります。E.V化の動向、世界情勢、また地方財政も考慮して中長期的視点からの検討も必要と考  
えておりますが、ちょうど令和四年の与党大綱を  
踏まえましてカーボンニュートラルに資する地方  
税制をどう考えるか、併せてお尋ねいたします。

特に、これからE.Vがどんどん増えてくると思  
うんですけど、そうすると、重量税とか従来の考  
え方じゃなく、このモーター力というんですか  
ね、これに対して課税していくのか。あと、今後  
はドローンがどんどん人を運びますので、重量税  
という考え方が使えなくなると思います。そんな  
ことも含めてやっぱりしっかり検討しなければい  
けないと思いますが、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(福岡伸哉君) お答えを申し上げます。

まず、トリガー条項の関係でございますけれども、トリガー条項につきましては、仮に発動され  
た場合、軽油の買い控えやその反動による流通の  
混乱、それから地方財政への多大な影響などの問  
題があると考えております。

また、エネルギー価格の上昇に対しては、三月  
四日に取りまとめられました原油価格高騰に対す  
る緊急対策に基づき、原油価格の激変緩和事業の  
大幅拡充や業種別対策などを行うこととされてお  
ります。まずはこの緊急対策を実行し、その効果  
を見極めることが重要であると考えておるところ  
でございます。

それから、軽油引取税の関係でございますが、  
委員御指摘のとおり、軽油引取税につきましては  
地球温暖化対策に資する側面もあって考えておる  
ところでございます。軽油引取税も含めた今後の  
燃料課税の在り方につきましては、二〇五〇年  
カーボンニュートラル目標の実現への積極的な貢  
献、国、地方を通じた財源の安定的な確保といっ  
た観点も踏まえ検討する必要があると、このよう  
に考えております。

○若松謙維君 最後の質問になりますが、総務大  
臣にふるさと納税についてお尋ねをいたします。

特に、ふるさと納税は返礼品ということで、返  
礼品をいい物を作ろうということ、ある意味で  
地産地消というか、地域特産品ですね、この開  
発、大変力が出たのかなと、そう思っております。  
す。

でも、今後、二居住、二地域居住ですか、こ  
ういうことが増えて、当然テレワークが増えてい  
く。そうすると、二か所での住民登録、分割納税  
はこれ難しいと思うんですが、でもふるさと納税  
は活用が可能だと思っております。ですから、今後  
は、返礼品に頼らず、二地域居住者や反復来訪者  
に実質的な分割納税としてふるさと納税を行って  
もらうという取組が広がるべきと考えますが、大  
臣、どんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(金子恭之君) 若松委員御指摘のとお  
り、二地域居住者などについては、現在、ふるさと  
納税を活用することにより、個人住民税の一部  
を実質的に住所地ではない方の自治体に移転させ  
ることが可能となっております。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自  
治体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分  
の意思で決めることを可能とするものとして創設  
された制度でございます。この趣旨に鑑み、総務  
省としては、自治体に対し、寄附者との継続的な  
つながりを持つ取組を進めることをお願いをして  
いるところでございます。

総務省としては、現行制度の下で、各自治体の  
御協力と納税者の皆様の御理解をいただきなが  
ら、今後ともふるさと納税制度が適正に運営され  
るよう取り組んでまいります。

○若松謙維君 時間が来ましたので終わります。  
ありがとうございました。

○委員長(平木大作君) 本日の質疑はこの程度に  
とどめ、これにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

(参照)

地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法等の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしておりま  
す新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、総則の改正であります。

第二十条の九の三の改正は、更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、  
納付すべき税額等の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外する措置を  
講じようとするものであります。

次は、道府県民税の改正であります。

第四十五条の三の二及び第四十五条の三の三の改正は、給与所得者又は公的年金等受給者が退職  
手当に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は  
公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講じよう  
とするものであります。

第五十三条の改正は、法人の道府県民税の申告納付について改めようとするものであります。ま  
ず、法人の道府県民税に係る外国税額控除について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要  
の措置を講じようとするものであります。次に、法人の道府県民税に係る納税申告書等に記載すべ  
きものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を  
義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外する措  
置を講じようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の二の改正は、事業税の納税義務者等について改めようとするものであります。まず  
ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者(同法に規定する特別一般ガス導管事  
業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。)が行うもの(同法  
に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業(以下「導管ガス供給業」とい  
う。)を除く。以下「特定ガス供給業」という。)に係る法人の事業税について、収入割額、付加  
価値割額及び資本割額の合算額により課するものとする措置を講じようとするものであります。次

に、ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課税するものとする措置を講じようとするものであります。

三十二条之三

第七十二条の二十四の七の改正は、法人の事業税の標準税率等について改めようとするものであります。まず、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、年四百万円以下の所得の部分の百分の〇・四の標準税率及び年四百万円を超え年八百万円以下の所得の部分の百分の〇・七の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を百分の一とする措置を講じようとするものであります。次に、特定ガス供給業に対する法人の事業税の標準税率について、収入割を百分の〇・四八、付加価値割を百分の〇・七七、資本割を百分の〇・三二とする措置を講じようとするものであります。さらに、労働者協同組合連合会を特別法人とする措置を講じようとするものであります。

四十二条之三

第七十二条の三十二の改正は、法人の事業税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外する措置を講じようとするものであります。

四十二条之四

第七十二条の四十八の二の改正は、更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額等の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外する措置を講じようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

四十三条之三

第七十三条の十四及び第七十三条の二十四の改正は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとする措置を講じようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

四十三条之四

第三百七十七條の三の二及び第三百七十七條の三の三の改正は、給与所得者又は公的年金等受給者が

退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講じようとするものであります。

四十九条之三

第三百七十七條の六の改正は、給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外する措置を講じようとするものであります。

四十九条之四

第三百二十一條の八の改正は、法人の市町村民税の申告納付について改めようとするものであります。まず、法人の市町村民税に係る外国税額控除について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。次に、法人の市町村民税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外する措置を講じようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

五十二条之三

第三百四十九條の三の改正は、ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特別一般ガス導管事業者を適用対象から除外する措置を講じようとするものであります。

五十二条之四

第三百八十二條の二及び第三百八十二條の三の改正は、市町村長が、固定資産課税台帳を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他固定資産課税台帳を閲覧に供し又は当該証明書を交付することが適当でないとき認められる場合には、一定の措置を講じることができるとする措置を講じようとするものであります。

次は、電子化の改正であります。

五十二条之五

第七百四十七條の二及び第七百四十七條の三の改正は、地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる全ての申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができることとする措置を講じようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

比社法第17条  
附則第四条の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税に係る居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第四条の二の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税に係る特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第五条の四の二の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和二十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和七年であるものまで延長する等所要の措置を講じようとするものであります。

比社法第17条  
附則第七条の改正は、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除についての申告特例の求めの申請書について、性別の記載を不要とする等所要の措置を講じようとするものであります。

比社法第17条  
附則第七条の六の改正は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等の措置を廃止しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第八条の改正は、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第八条の六の改正は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の事業税について、非課税とする等の措置を廃止しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第九条の改正は、法人の事業税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加

する課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が百分の三以上である等の要件を満たす場合に特例措置を講ずることとし、控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とする措置を講じようとするものであります。次に、株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、控除額を見直した上、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長しようとするものであります。さらに、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第十条の改正は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

比社法第17条  
附則第十条の二は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋について、非課税措置を講じようとするものであります。

比社法第17条  
附則第十条の三の改正は、不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例措置を改めようとするものであります。まず、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、農業経営基盤強化促進法の規定による公告があつた農用地利用集積計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があつた一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があつた一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地とする措置を講じようとするものであります。次に、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従つて行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。さらに、中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十二条の二の九の二は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講じようとするものであります。

附則第十四条の二は、博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産について、令和五年度から令和八年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講じようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を貯留機能保全区域として指定された日から三年度間はその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講じようとするものであります。次に、農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があつた地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等とした上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和五年度までに新たに固定資産税が課されるものとする措置を講じようとするものであります。次に、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和五年度まで延長しようとするものであります。次に、鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を

令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を令和七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令

和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備を適用対象から除外し、総合効率化事業者が取得等をして事業の用に供する車両を適用対象から除外する見直しを行った上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、下水道除害施設について、対象を令和四年四月一日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日から事業を行う者が当該工場等に設置するものとし、特例率の見直しを行った上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率の見直しを行った上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、購買施設等の整備事業により整備される施設の用に供する土地及び償却資産に係る特例率の見直しを行うものとしてあります。次に、電気通信事業者で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する一定の特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。さらに、都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

国土強じん  
国土強じん

国土強じん

附則第十五条の二の改正は、北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長しようとするものであります。

附則第十五条の三の改正は、北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄

道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長しようとするものであります。

【附則第十五条の六の改正は、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、都市再生特別措置法の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した一定の住宅を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の七の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の八の改正は、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の九の改正は、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置を改めようとするものであります。まず、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二十六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。さらに、高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の九の二の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額措置を改めようとするものであります。まず、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二十六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の九の二の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額措置を改めようとするものであります。まず、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二十六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十五条の十一の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事をを行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。】

【附則第十八条の改正は、商業地等に係る令和四年度分の固定資産税の額について、当該商業地等に係る令和四年度分の税額が、令和三年度分の課税標準額に、令和四年度の価格に百分の二・五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該商業地等調整固定資産税額（当該商業地等調整固定資産税額が、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とする。）とする措置を講じようとするものであります。】

【附則第二十四条の二は、令和三年度分の固定資産税に関し令和二年度分の税額に据え置く特別な措置の適用を受けた土地に限り、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について、令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日までの間においても審査の申出をすることができることとする措置を講じようとするものであります。】

【附則第二十五条の改正は、商業地等に係る令和四年度分の都市計画税の額について、当該商業地等に係る令和四年度分の税額が、令和三年度分の課税標準額に、令和四年度の価格に百分の二・五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該商業地等調整都市計画税額（当該商業地等調整都市計画税額が、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超

える場合には当該税額とし、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とする。）とする措置を講じようとするものがあります。

〔経産省〕 附則第三十三条の改正は、沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和七年三月三十一日まで延長しようとするものです。

第二に、地方団体共通の電子納税の対象税目及び納付手段を拡大するための地方税法の改正であります。

まず、総則の改正であります。

〔経産省〕 第十三条の四の改正は、第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの改正に伴い、地方団体の長は、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講じようとするものです。

次は、道府県民税の改正であります。

〔経産省〕 第三十二条の改正は、個人の道府県民税における上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講じようとするものです。

次は、不動産取得税の改正であります。

〔経産省〕 第七十三条の十八の改正は、不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務について改めようとするものであります。まず、不動産を取得した者が、当該取得について、条例で定める期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税に係る道府県に対する申告又は報告を要しないものとする措置を講じようとするものであります。次に、当該申告又は報告を要しない場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条

例で定める事項を申告させ、又は報告させることができることとする措置を講じようとするものがあります。

〔経産省〕 第七十三条の二十の二は、登記所が、第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならないこととする措置を講じようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

〔経産省〕 第三百十三條の改正は、個人の市町村民税における上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講じようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

〔経産省〕 第三百八十二条の改正は、登記簿が、登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他の者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合は、その旨その他の事項を土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならぬこととする措置を講じようとするものであります。

〔経産省〕 第三百八十二条の四は、市町村長が、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳（以下「固定資産課税台帳等」という。）を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他の者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合における登記所から市町村長への通知に係る者の住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととする措置を講じようとするものであります。

次は、電子化の改正であります。

〔経産省〕 第七百四十七条の六の改正は、地方団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目を全ての税目に拡大する措置を講じようとするものであります。

〔経産省〕 第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までは、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、一定の場合には、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができることとし

、当該機構指定納付受託者が当該特定徴収金を納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなすこととするほか、機構指定納付受託者の指定、取消し、指定に関する地方団体の意見等に係る所要の措置を講じようとするものであります。次は、附則の改正であります。

<sup>二〇八七エー</sup> 附則第三十三条の二の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税における上場株式会社等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講じようとするものであります。

<sup>二〇八七イ</sup> 附則第三十五条の二の六の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税に係る上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講じようとするものであります。

<sup>二〇八七エ</sup> 第三に、固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項を追加するための地方税法の改正であります。

<sup>二〇八七エ</sup> 第三百八十二条の改正は、登記所が、不動産登記法第七十六条の第三項の規定による付記をした場合又は同法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合は、その旨その他の事項を土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならないこととする措置を講じようとするものであります。

第四に、令和二年度の地方税法等の一部を改正する法律の改正であります。

<sup>二〇八七エ</sup> 令和二年度の地方税法等の一部を改正する法律第二条の改正は、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じようとするものであります。

第五に、航空機燃料譲与税法の改正であります。

<sup>二〇八七エ</sup> 附則第二項の改正は、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の適用期限を令和四年度まで延長する等の措置を講じようとするものであります。

第六に、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正であります。<sup>二〇八七エ</sup> 第二十一条の二の改正は、法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務について、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方

税法第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を追加しようとするものであります。

<sup>二〇八七エ</sup> 第七に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正であります。<sup>二〇八七エ</sup> 第二十条の改正は、個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務について、森林環境税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を追加しようとするものであります。

第八に、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の改正であります。

<sup>二〇八七エ</sup> 第七条の改正は、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（特定ガス供給業を行う法人に限る。）の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額とする等所要の措置を講じようとするものであります。

<sup>二〇八七エ</sup> 第二十条の改正は、法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務について、特別法人事業税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を追加しようとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。  
以上でございます。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、地方税法等の一部を改正する法律案
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

## 地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「第五十三条第七十七項」を「第五十三条第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第三項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三条第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第五十八項の項中「第五十三条第五十八項」を「第五十三条第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円を超えるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))をいう。第二号において同じ。))又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え

る。

二 特定配偶者の氏名

第五十二条第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三条第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二 法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第五十三条第八十項を同条第八十二項とし、同条第七十九項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第七十七項」を「第七十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十八項を同条第八十項とし、同条第七十七項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十七項後段」を「第六十九項後段」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第七十二項」を「第七十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項を同条第七十五項とし、同条七十二項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十八項」を「第七十項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項中「第六十八項」を「第七十項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前

段」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条中第六十九項を第七十一項とし、第六十八項を第七十項とし、同条第六十七項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十六項中「第六十三項本文」を「第六十五項本文」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十五項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十四項を同条第六十六項とし、同条第六十三項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十六項」を「第六十八項」に、「第七十八項」を「第八十項」に改め、同項ただし書中「磁気テープ」を削り、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項を同条第六十四項とし、同条第六十一項中「第五十九項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十項を同条第六十二項とし、同条第五十九項中「第六十二項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十八項を同条第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条中第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十九項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十九項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項

とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限り。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 地方税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限り。)

第五十三条第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一号を加える。

46 対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第五十三条第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一号を加える。

41 適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年

度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十二条の二第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。）」以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。))が行うもの(導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定方又供給業」という。)) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十二条の二第五第八項及び第十一項、第七十二条の二第六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
-------------------	-----------	---

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二第五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。)」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号八中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号八の表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号(第一号八を除く。)」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第四項第一号八」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 労働者協同組合連合会

第七十二条の二十四の七中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
- 第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行

う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「、同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「、同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十一項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の三十二第一項ただし書中「磁気テープ」を削る。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七十三条の十四中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第七十三条の二十四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第

三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第二百九十四条第八項中「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」を「第三百二十一条の八第六十二項から第七十八項まで」に改める。

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第五十八項の項中「第三百二十一条の八第五十八項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「第六十一項第一号」を「第六十三項第一号」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。）以下）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第三百十七条の六第五項第二号中「磁気テープ」を削り、同条第九項中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第

四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二 法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三 地方税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第三百二十一条の八第七十七項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項中「第六十四項後段」を「第六十六項後段」に、「第七十一項」を「第七十三項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項を同条七十二項とし、同条第六十九項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十八項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十七項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十六項を第六十八項とし、第六十五項を第六十七項とし、同条第六十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十三項中「第六十項本文」を「第六十二項本文」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十一項を同条第六十三項とし、同条第六十項中「第六十二項」を「第六十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項ただし書中「磁気テープ」を削り、同項を同条第六十二項とし、同条中第五十九項を第六十一項とし、

第五十八項を第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九條第二十項」を「第六十九條第二十一項」に改め、「場合」の下に「（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除超過額不足額相当額又は当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 地方税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第三百二十一條の八第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第三百二十一條の八第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41 適用事業年度について前項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第三百四十九條の三第二項中「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」の下に「（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改める。

第三百八十二条第一項中「その旨」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第三百八十二条の二第一項中「次項、」を「以下この条、」に、「写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項）を「写し（当該固定資産課税台帳の備付けが同項）」に改め、「次項及び」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないこと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類）を閲覧に供することができる。

第三百八十二条の二第二項中「により固定資産課税台帳」の下に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百八十二条の三に次のただし書を加える。

ただし、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないこと認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

第四百二十二条の三中「その基準年度の価格又は比準価格」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第六百二条第一項中「日（以下本項）を「日（以下この項）」に、「以下本項」を「以下この項」に改め、同項第一号口中「第三十七条第四項第一号」を「第三十七条第三項第一号」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「本号」を「この号」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七百四十七条の二第二項中「で総務省令で定めるもの（を削り、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改め、同項第一号中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の三第一項中「で総務省令で定めるもの」を削り、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同条第二項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の六中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第六十三項及び第六十六項」を「第五十三条第六十五項及び第六十八項」に、「第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十二項及び第六十五項」に改める。

附則第四条第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「第一項」を「に同項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「第一項」を「に同項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第七条第三項第一号及び第十項第一号中「性別」を削る。

附則第七条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法人の道府県民税及び市町村民税の非課税）」を付する。

附則第七条の六を削る。

附則第八条第八項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二の二第二項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項）」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第三項中「第五十三條第五十一項」を「第五十三條第五十三項」に改め、同条第四項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）を「第四十三項、第四十九項及び第五十項」に、「第四十二項、第四十三項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）を「第四十三項、第四十九項及び第五十項」に改める。

（同条第五十一項に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改め、同条第六項中「第三百二十一  
の八第五十一項」を「第三百二十一の八第五十三項」に改める。

附則第八条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事業税の非課税）」を付し、同条中「第  
七十二の二十四の七第六項の二」を「第七十二条の二十四の七第七項の二」に、「第七十二条の二十四の七  
第六項の二」を「第七十二条の二十四の七第七項の二」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第  
七十二の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第八条の六を削る。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特  
定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「掲  
げる法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和  
五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二  
の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を  
「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給  
額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当  
該事業年度終了の時に、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法  
人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定  
する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四  
項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表し  
ている場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条  
の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加  
額」に改め、同条第十四項及び第十五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象  
新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等  
支給増加額」に改め、同条第十六項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支  
給増加額」に改め、同条第十七項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「各事業  
年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する  
連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」とい

う。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除  
した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる  
金額を減算した金額との合計額」を「この合計額」に、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条  
第一項に規定する政令で定める額」を「この合計額から、当該合計額に、令和四年四月一日から令和五年  
三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二十分の十七を、同年四月一日から令和六年三月三  
十一日までの間に開始する事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
の間に開始する事業年度にあつては十分の七を、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始  
する事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年  
度にあつては二分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」に改め、同条第十八項中  
「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第六項」  
に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を  
「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（不動産取得税の非課税）」を付し、同条第五  
項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第十条の  
三とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用  
を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内におい  
て博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得  
した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産  
取得税を課することができない。ただし、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、博覧会の  
終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家  
屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計

画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三条の十四第六項の項中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同表第七十三条の十四第八項及び第九項第一号、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の項中「第七十三条の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三条の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の二の九の次に次の一条を加える。

（国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税）

第十二条の二の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千

二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税等の非課税）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三条第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を

「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第

二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ハ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十五条」に改め、「三分の二」の下に「（当該土地及び償却資産のうち同法第二条第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三）」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九条第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九条第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三

十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項を第四十二項とし、第四十六項を第四十三項とし、同条に次の一項を加える。

44 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項若しくは第十四項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「第十四項若しくは第二十八項」を「若しくは第二十七項」に改める。

附則第十五条の三中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条の六第二項中「昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、「第十五条の九の二第一項において同じ。」の下に「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十條第二号」を「第十一條第一項」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項及び第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「改修工事」を「改修工事その他の工事」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第十項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修等部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第十一項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修等専有部分」を「熱損失防止改修等専有住宅」に改め、同条第十二項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修等専有部分」を「熱損失防止改修等専有住宅」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第五項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。  
附則第十七条第六号イの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令

和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和四年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。 )又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項及び第四十三項、第二十二項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条第一項中「百分の五」の下に「(商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五)」を加える。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。  
(令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例)

第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第一項第一号ロ(同号ロの規定に基づく条例で定め

る割合として百分の百が定められている場合に限る。)の規定の適用を受ける土地に対して課する同年  
度分の固定資産税に限り、第四百三十二条第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四  
月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとする。

附則第二十五条第一項中「百分の五」の下に「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつて  
は、百分の二・五)」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「固定資産税について」の下に「令和四年改  
正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、  
同号口中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二  
号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に  
「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同  
条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高  
度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「産業高度化・事業革新促進事  
業」の下に「政令で定めるもの」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改  
め、同条第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中、「第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七  
条の八」に改める。

附則第三十五条の二の六第八項及び第十八項、第三十五条の三第八項及び第十八項並びに第三十五条の  
四の二第四項及び第十項中「第一項の」を「同項の」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改  
め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改  
め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から  
第十項まで」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第十七項」を「第十九  
項」に改め、同条第五項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定

の」に改め、同項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第  
六項から第十項まで」に改める。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第六十一条第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則  
第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七  
年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項を「これらの規定」に、「令和三年」とあ  
るのは「令和三年」とあるのは、「」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項  
中「附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに」を「附則第五条の四の二第七項及び」に、「附則第五  
条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第  
四十五条第六項を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは、「」に改  
め、同項を同条第二項とする。

附則第六十三条第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め  
る。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第十三条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「規定する  
指定納付受託者」の下に「又は第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者」を加え、

「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の二の規定」の下に「又  
は第七百四十七条の七の規定」を加え、「当該指定納付受託者」を「当該指定納付受託者等」に改め、

「第二百三十一条の二の五第一項の規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、「同  
項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第二項中「規定」の下に「又は第七百四十七条の第十  
一項の規定」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め  
る。

第三十二条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当  
等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この

項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、  
 「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。))」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。))」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三十七条の四中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))」の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第四十五条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項(総務省令で定める事項を除く。))」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条の十八第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により、条例で定める期間内に」に、「同条例」を「条例」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。))は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「において」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の一条を加える。

(登記所からの通知)

第七十三条の二十の二 登記所は、第三百八十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十二中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「において」を「には」に、「条例の定めるところによつて」を「条例で定めるところにより」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の二第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第三百十三条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。))」を「前年分の所得税に係る第三百七十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。))」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る

所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「前年の所得税に係る第三百七十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三百七十四条の九第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第三百七十七条の二第二項ただし書中「同法第二十一条第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三百七十四条の二第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第三百七十七条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三百八十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 1 所有権、質権若しくは百年より長い存続期間のある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合（登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。）
- 2 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法第十九条第六項の申出を受けた場合
- 3 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

第三百八十二条第三項中「前二項」を「第一項（前項（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」に、「においては」を「には」に、「本項」を「この項」に改める。

第三百八十二条の二第二項中「この項」の下に「及び第三百八十二条の四」を加える。

第三百八十二条の三の次に次の一条を加える。

（固定資産課税台帳の閲覧等の特例）

第三百八十二条の四 市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の規定により証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。）をされている住所が第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所（総務省令で定めるものに限る。）であるとき（総務省令で定める場合に限る。）は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載をしたもの）として記録をされている事項を記載した書類を閲覧に供し、又は当該証明書に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。

第七百四十七条の二第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に、「この条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」を「この章において「機構」に改める。」

第七百四十七条の三第一項、第七百四十七条の四第一項及び第七百四十七条の五第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第七百四十七条の六中「前条の」を「第七百四十七条の六から前条までの」に改め、第六章中同条を第七百四十七条の十三とする。

第七百四十七条の五の二第二項中「法人の事業税その他の政令で定める」を削り、同条第三項中「この項及び次条」を「この章」に改め、同条を第七百四十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

(機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託)

第七百四十七条の七 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者(次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。)に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

(機構指定納付受託者)

第七百四十七条の八 特定徴収金の納付又は納入に関する事務(以下この章において「納付等事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下この章において「機構指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届けなければならない。

4 機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 地方団体は、第一項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

6 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにならなければならない。

(納付等事務の委託)

第七百四十七条の九 第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

(機構指定納付受託者の納付又は納入)

第七百四十七条の十 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4 第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとなす。

(機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第七百四十七条の十一 機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(機構指定納付受託者の指定の取消し)

第七百四十七条の十二 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
- 二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号ロ(3)中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「(機構が機構指定納付受託者(第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。)を指定した場合には、当該機構指定納付受託者(当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。)を加える。

附則第十一条の四第二項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「施設」とを削り、同条第五項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」とを削り、同条第七項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」とを削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に

支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき租税特別措置法第八条の四第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の三第一項中「第十項」を「第七項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第二十二項まで」を「附則第三十五条の二の六第八項から第十四項まで」に改める。

附則第三十五条の二の五第五項、第七項及び第八項並びに次条を「及び第六項」に、「いう。第七項」を「いう。第六項」に改め、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条におい

て「確定申告書」という。）」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の道府県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「第三百七十七条の二第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項の規定の適用がある場合における」を「第八項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合

には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市町村民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項の規定の適用がある場合における」を「第十一項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。  
 第三百八十二条第二号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合
  - 三 不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合
- 第三百八十二条の四中「第二号」を「第四号」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十

一旦」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の第三項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第七十二条の二第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（一）を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二十条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第

四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人以外の	特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる
	法人	法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号（第一号ハを除く。）」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を

加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
- 第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十一の第二項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項第二号ロ中「含む。」の下に「同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）を加え、同号八中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「配電事業」を加える。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額

等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第八条の五中「第七十二条の二十四の七第六項の」を「第七十二条の二十四の七第七項の」に、「第七十二条の二十四の七第六項に」を「第七十二条の二十四の七第七項に」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「連結申告法人」の下に「以下この項及び」を「」を除く。」の下に「並びに第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人を除く。）」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業

年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十四項中「限る。」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人に限る。）」を加え、同条第十五項中「第十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除

対象新規雇用者給与等支給額」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十六項中「これらの規定中」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する事業税を課されない事業に係る額（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、第十四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第十七項中「第十三項及び第十四項の規定」を「第十三項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第十四項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

23 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額

による。  
附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第二号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。  
附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。  
（地方税法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）  
同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正  
第六条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第五十三条第十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十七項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第十九項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同

条第十九項に係る部分に限る。)中「計算した金額」の下に「(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額)」を加え、同法附則第八条の改正規定を次のように改める。

附則第八条第一項中「以下の条」を「第三項」に、「同項又は同法第四十二条の四第七項」を「同条第四項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「第四十二条の四第一項」を「第四十二条の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号、第十三項並びに第十八項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第七項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項に規定する中小企業者等(第四項から第十二項までにおいて「中小企業者等」という。)の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第七項又は第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。)の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項並びに第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」とする。

3 当分の間、中小企業者等の各事業年度(当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。))がある場合の当該各事業年度に限る。)の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二

十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項、第十三項及び第十八項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、第四十二条の四第四第一項」とする。

4 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は同法第四十二条の四第四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」とする。

附則第八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の第十二項第一号」を「第四十二条の第十二項第六項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を削り、第十一項を第八項とし、第十二項を削り、第十三項を第九項とし、第十四項を削り、第十五項を第十項とし、第十六項を削り、第十七項を第十一項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に改め、同

項を同条第十二項とし、同項の次に次の七項を加える。

13 第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

14 第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

15 第五十三条第十一項又は第三百二十二条の八第十二項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

16 第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

17 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とす

る。

18 第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

19 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第二十項及び第二十一項を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第八条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「(条約適用配当等申告書にこの条)を「確定申告書にこの条」に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「(条約適用配当等申告書にこの項)を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を含む。」「を削る。」

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第十条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(航空機燃料譲与税の譲与額の特例)

2 令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」と

あるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額(国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九条第二項において準用する会計法(昭和二十二年法律第二十五号)第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。))の四分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額))に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十一条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第七百四十七條の五の二)を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第十二条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第七百四十七條の五の二)を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八条のうち地方税法第三百四十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税、」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、」に改める。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第十三条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部を次の

ように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「（地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。） 基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三条第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五条第一項、第七条第二項及び第十二条第一項の規定 令和四年十二

月三十一日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二の見出し及び同条第一項、第四十五条の三の三の見出し及び同条第一項、第三百七十七条の三の二の見出し及び同条第一項並びに第三百七十七条の三の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二第一項及び第五項、第三十四条の二第三項及び第六項、第四十五条並びに第六十一条の改正規定並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七条（地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第二十一条の改正規定を除く。）の規定 令和五年一月一日

四 第二条（次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条、第十二条（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）及び第十三条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）並びに附則第九条の規定 令和五年四月一日

五 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三條第十三項及び第十五項、第三百十四條の九第一項、第三百十七條の二第一項ただし書並びに第三百十七條の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三條の二第二項及び第六項、第三十五條の二の三第一項及び第五項、第三十五條の二の五並びに第三十五條の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十一条、第十九条及び第二十條の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十四の七第六項に一号を加える改正規定 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十一条第八項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。）及び同法附則第十五条の七第一項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五条第三十九項の改正規定（同項を同条第三十六項とする部分を除く。）

並びに附則第十三条第九項及び第十七条第四項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定及び同法附則第十五条第四十一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十八項とする部分を除く。）並びに附則第八条第二項及び第三項並びに第十三条第十項及び第十一項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

十 第二条中地方税法第三百八十二条第二項及び第三項並びに第三百八十二条の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十四条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一 第三条及び附則第十五条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日  
（更正請求書に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税）に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の

事業税に係る旧法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「三号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五条の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第二項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が

施行日前に支出した旧法附則第七条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五条第二項及び第三項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定め

るところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「六年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第五条 第四条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第二十四号。次条第二項において「令和二年改正前法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人の道府県民税に係る新令和二年改正前地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正

請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税に係る第四条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八條第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第四項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新法第七十二条の二第二項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（次条第四項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（令和二年改正前法人税法第二十八号の四に規定する連結所得をいう。次条第四項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。

次条第四項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

3 旧法附則第八條の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第七條 別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係るこれらの規定に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（第四項において「旧令和二年改正前地方税法」という。）第二十條の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

3 新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項並びに第七十二条の四十八第三項及び第九項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第二項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始し

た各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第九条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項及び附則第十八条第一項において「五年新法」という。）第七十三条の十八、第七十三条の二十五、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで及び第七十三条の二十七の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 五年新法第七十三条の二十の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にされる五年

新法第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について適用する。

(市町村民税に関する経過措置)

第十条 新法第三百七十七条の三の二第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百七十七条の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第三百七十七条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五条第五項及び第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした

家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第五項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第三項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一条 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民

税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「」について確定申告書」とあるのは「」に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「」について連続して確定申告書を」とあるのは「」に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第十二条 第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十四条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の第三項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。
- 3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第十一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前）」とする。
- 12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熟損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熟損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二百十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五条 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条 旧法附則第三十三条第一項から第四項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項から第五項までにおいて「旧沖縄振興特別措置法」という。）第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項から第五項までにおいて「新沖縄振興特別措置法」という。）第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第一項に規定する観光地形成促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

3 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の規定による情

報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められている旧沖縄振興特別措置法第三十五条第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第三項に規定する産業イノベーション促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(機構指定納付受託者の指定に関する経過措置)

第十八条 地方税共同機構(以下この条において「機構」という。)は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、五年新法第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者(同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 地方団体は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにならなければならない。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第五項及び第六項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第十項及び第十一項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項(第七号に係る部分に限る。)及び第九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

法律第三条の二の二第十三項、第十四項(第七号に係る部分に限る。)及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第十条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和五年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和五年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

2 令和四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3 令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

4 令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第十三條の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人



十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十三号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十四号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、「並びに平成十五年度から令和二年度まで」を「及び平成十五年度から令和三年度まで」に、「のため平成十五年度から令和二年度まで」を「のため平成十五年度及び平成十七年度から令和三年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第四十七号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、同号(9)中「令和二年度」の下に「及び令和三年度」を加え、同表第四十八号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同号(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十九号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度に限り」を

「令和四年度に限り」に、「第五号」を「第三号」に、「に四千億円を加算した額から第六号から第八号まで」を「から第四号から第六号まで」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）」に改め、「及び第四項」を削り、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「二千二百四十六億円」を「百五十四億円」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三十兆千二百十二億九千五百四十八万八千円」を「二十九兆六千二百二十二億九千五百四十八万八千円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「三十兆九千六百二十二億九千五百四十八万八千円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十八万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「七百六十億円」を「七百九億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「三千四億四千二百四十八万二千円」を「二千四百六十億七千七百八十二万二千円」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和四年度から令和三十七年度まで」を「令和五年度から令和三十六年度まで」に改め、同条第三項中「令和四年度から」を「令和五年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年	度	金	額
令和五年度			千二百十七億円
令和六年度			八百三十四億円
令和七年度			七百七十五億円
令和八年度			五百三十五億円
令和九年度			五百四十八億円
令和十年度			四百五十五億円

令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第四条の二第四項中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一号の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額」を削り、「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「である二千二百四十五億八百万円」を「のうち千七百九十六億六千八百八十八万円」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和三年度及び」を削る。

附則第六条の二の見出し中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一項中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和三年度にあつては」及び「とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」を「九千五百四十三億四千六百六十三万三千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「二兆二千三百七十五億九千六百六十八万八千円」を「八千二百六十一億四千六百八十二万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条中「令和三年度分」を「令和

四年度分」に改め、同条第一号イ中「以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。」を「次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）」に改め、「令和三年地方税法等改正法」という。）」の下に「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）」を加え、「と」及び「を」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）」の施行」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロから二までの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ヘ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ト中「及び令和三年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号チ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第二号イ中「令和二年地方税法等改正法」を「令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号」に、「震災特例法」を「令和四年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和三年所得税法等改正法」を「新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ハ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ニからハまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条中「令和三年度」を「令和十三年度」に改める。

附則第九条の二中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度」を「令和四年度」に、「同じ。）、」を「同じ。）」及び「に、」令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「千

三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、「及び一兆五千億円」及び「一兆五千億円を加算した額」を削り、「額」を「額及び」に改める。

附則第十二条の見出しを「(令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等)」に改め、同条第一項中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度内」を「令和四年度内」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項中「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第二項中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に、「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度)」を「令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第三項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。  
別表第一を次のように改める。  
別表第一(第十二条第四項関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	八、四四〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
	二 土木費			

1 道路橋りょう  
道路の面積  
千平方メートルにつき  
二三五、〇〇〇

2 河川費  
河川の延長  
一キロメートルにつき  
一、九五〇、〇〇〇

3 港湾費  
港湾における係留施設の延長  
一メートルにつき  
二八、九〇〇

4 その他の土木費  
漁港における係留施設の延長  
一メートルにつき  
一〇、二〇〇

5 その他の教育費  
漁港における外郭施設の延長  
一メートルにつき  
五、〇五〇

三 教育費  
1 小学校費  
教職員数  
一人につき  
六、〇四一、〇〇〇

2 中学校費  
教職員数  
一人につき  
五、九四三、〇〇〇

3 高等学校費  
教職員数  
一人につき  
六、六六六、〇〇〇

4 特別支援学校費  
生徒数  
一人につき  
五九、三〇〇

5 その他の教育費  
教職員数  
一人につき  
五、五九七、〇〇〇

四 厚生労働費  
1 生活保護費  
学級数  
一学級につき  
二、一九八、〇〇〇

2 社会福祉費  
人口  
一人につき  
三、三八〇

3 衛生費  
町村部人口  
一人につき  
九、四四〇



二 土木費	
1 道路橋りょう費	道路の面積 千平方メートルにつき 七、三〇〇
2 港湾費	道路の延長 一キロメートルにつき 一九〇、〇〇〇 港湾における係留 一メートルにつき 二八、〇〇〇 施設の延長 一メートルにつき 五、四六〇 漁港における外郭 施設の延長 一メートルにつき 一〇、〇〇〇 漁港における係留 施設の延長 一メートルにつき 三、五五〇 漁港における外郭 施設の延長 一メートルにつき 九六八
3 都市計画費	都市計画区域における人口 一人につき 五二八
4 公園費	都市公園の面積 千平方メートルにつき 三七、〇〇〇
5 下水道費	人口 一人につき 一〇一
三 教育費	
6 その他の土木費	人口 一人につき 一、三八〇
1 小学校費	児童数 一人につき 四五、〇〇〇 学級数 一学級につき 八九三、〇〇〇
2 中学校費	学校数 一校につき 一一、五七三、〇〇〇 生徒数 一人につき 四二、〇〇〇
3 高等学校費	学校数 一校につき 一〇、一四八、〇〇〇 教職員数 一人につき 六、五四五、〇〇〇 生徒数 一人につき 七五、七〇〇
4 その他の教育費	人口 一人につき 五、六四〇 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数 一人につき 七一五、〇〇〇

四 厚生費	
1 生活保護費	市部人口 一人につき 九、四五〇
2 社会福祉費	人口 一人につき 二七、七〇〇
3 保健衛生費	人口 一人につき 八、三一〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口 一人につき 六九、八〇〇
5 清掃費	七十五歳以上人口 一人につき 八〇、五〇〇 人口 一人につき 五、〇二〇
5 産業経済費	人口 一人につき 五、〇二〇
1 農業行政費	農家数 一戸につき 九〇、五〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数 一人につき 四七一、〇〇〇
3 商工行政費	人口 一人につき 一、三五〇
6 総務費	人口 一人につき 一、三五〇
1 徴税費	世帯数 一世帯につき 四、一五〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 一籍につき 一、一二〇
3 地域振興費	世帯数 一世帯につき 二、〇一〇 人口 一人につき 一、七四〇 面積 一平方キロメートルにつき 一、〇三五、〇〇〇
7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため又は許可を得たため又は許可を得た地方債に係る元利償還金 千円につき 九五〇
8 辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため又は許可を得たため又は許可を得た地方債に係る元利償還金 千円につき 八〇〇
9 補正予算償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に充てる事業費の財源に充てる 千円につき 八〇〇

十 地方税減収補填 債償還費	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの期間に於いて、地方税の減収補填に充てるための地方債の発行に同意を得た地方債の額	千円につき	三一
十一 財源対策債償 還費	平成十三年度から令和三年度までの期間に於いて、財源対策に充てるための地方債の発行に同意を得た地方債の額	千円につき	三一
十二 減税補填債償 還費	個人市町村民等による特別減税等から平成八年度までの各年度に於いて、減税補填に充てるための地方債の発行に同意を得た地方債の額	千円につき	六〇
十三 臨時財政対策 債償還費	臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの期間に於いて、特別に起すことのできる地方債の額	千円につき	六〇
十四 東日本大震災 等緊急防災 施策等債償 還費	平成二十四年度から令和三年度までの期間に於いて、東日本大震災等緊急防災施策等に充てるための地方債の発行に同意を得た地方債の額	千円につき	一〇二

十五 国土強靱化 施策債償還費	要する費用に充てるため発行に同意を得た地方債の額	千円につき	一
--------------------	--------------------------	-------	---

別表第二道府県の項中「九、七七〇」を「九、一〇〇」に、「一、一三三、〇〇〇」を「一、〇九三、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二九、〇〇〇」を「二七、七〇〇」に、「二、二七九、〇〇〇」を「二、二一〇、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三十六年度」を「令和三十五年度」に、「三十兆千二百二十二億九千五百四十八千円」を「二十九兆六千六百二十二億九千五百四十八千円」に、「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十六兆二千二百二十二億九千五百四十八千円」を「二十五兆六千六百二十二億九千五百四十八千円」に改め、同項の表中「令和四年度」

千億円」を削り、「三十三億円」を「五千億円」に改める。

附則第五条中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第四条第二号及び第四号」を「附則第四条第一項第二号」に、「二千五百億円を加算した額から同条第八号」を「から同項第六号」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和四年度から令和二十六年まで」を「令和五年度から令和二十六年まで」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円

令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第九条第三項第二号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十条第一項中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「(平成十九年法律第六十四号)」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「及び第四項」を削る。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都民税を含む。以下同じ」を「都民税を含む。第三条において同じ」に、「区民税を含む。以下同じ」を「区民税を含む。同条において同じ」に、「控除(次条第二項及び)」を「控除(」に改め、「自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三条の二において「自動車税率特例等」という。)により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例(次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税率特例等」という。)により減少すること」を削る。

第二条第二項から第四項までを削る。

第三条の見出しを「(地方特例交付金の額)」に改め、同条中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改める。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条第一項中「第二条第四項」を「前条第二項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第一条第四項」を「第三条第二項」に、「同条第一項」を「同法第二条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和四年度の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この表において「旧法」という。)

第二条第二項に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額に」とする。